

地域力強化検討会 最終とりまとめ(案) ～地域共生社会の実現にむけた新しいステージへ～

平成29年 月 日

地域における住民主体の課題解決力強化・
相談支援体制の在り方に関する検討会
(地域力強化検討会)

最終とりまとめ(案)目次

○総論	・・・ 2
○各論	
1. 市町村における包括的な支援体制の構築について （改正社会福祉法第106条の3関係）	・・・10
・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 （第106条の3第1項第1号関係）	・・・11
・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 （第106条の3第1項第2号関係）	・・・16
・市町村における包括的な相談支援体制 （第106条の3第1項第3号関係）	・・・18
2. 地域福祉（支援）計画について	・・・21
3. 自治体、国の役割	・・・24
○終わりに	・・・28
<参考1> 改正社会福祉法（抜粋）	・・・31
<参考2> 構成員名簿	・・・35
<参考3> 地域力強化検討会 中間とりまとめ（平成28年12月26日）	・・・36

中間とりまとめを基本に、その後の議論を踏まえて、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に資するよう最終とりまとめを行う。

総論

(1) 地域、福祉を巡る現状と課題、希望

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結している。この危機を乗り越えるためには、我が国のひとつひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要である。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、私たちは改めて直視する必要がある。こうした考えのもと、政府では、まち・ひと・しごと創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)で述べられている通り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会をつくることが喫緊の課題である。
- 私たちのまわりの生活を見てみると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が続発したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実である。
- 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。

- 基盤となる地域社会そのものは、少子高齢・人口減少社会が進展するなかで、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつある。それに伴い、家庭の機能も変化しつつある。加えて、雇用など生活をめぐる環境も大きく変化してきている。また、単身世帯の増加により、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が求められている。
- 一方、地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら光が当たらなかった宝(「知恵」「人材」「資源」)があることに気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、将来への希望がある。
- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての意味を持つ。
- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって

地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である。

- 「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされている。地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。

(2) 地域共生社会に向けて私たちは何をを目指すのか ○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦<共生文化>

「我が事」の意識は、誰かに押し付けられるものではない。「共生」は「強制」されることで画一的になってしまう。従来の封建的な側面を残した地域に縛り付けるものでもない。個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと。それは住民主体による地域づくりを高めていくことである。

しかし、実際の地域の状況は複雑であり、お互いの価値や権利が衝突し、差別や排除が起こるのも地域である。例えば、保育所や障害福祉サービス事業所などの福祉施設の建設という出来事を、自らの生活に及ぼす影響と照らして考えたときには、「総論」としては賛成であるが、近所に福祉施設ができるという「各論」には反対ということもある。

「地域共生社会」という言葉について改めて考えてみると、例えば、障害者基本法では明文上に「地域社会における共生」の理念が掲げられ、障害福祉施策を中心として、様々な施策が行われてきた。しかしながら、現場ではその実現の難しさに直面してきたことも事実である。

それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であり、思うように進まないこともあるかもしれないが、個の課題と向き合う中で他人事と思えない地域づくりに取り組むことなどを通じて、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値があるのである。

○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ<参加・協働>

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだ

けではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。自立ができれば社会に参加するのではない。自立のあり方は多面的であるが、自立は個人で完結するものではなく、社会への参加を通して自立が促されることは共通している。他者とのつながりのなかで自立していくためのつながりの再構築こそが求められている。

それぞれの地域で共生社会の実現にむけて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

そのために、行政の責務を明確にするとともに、関係者の合意形成が不可欠である。その過程を大切にして、「計画化」していくことが重要である。

○重層的なセーフティネットの構築＜予防的福祉の推進＞

これからの社会福祉にとって重要な視点は「予防」である。

これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。しかしながら、その時点では支援を拒否したり、本人や家族に困っている自覚がない場合もある。本人の意思や尊厳を尊重する視点を前提としながら、近隣や民生委員・児童委員などによる見守りや日常の地域活動、企業や商工関係者との連携などによる情報提供、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチなどにより、必要な時に必要な支援が届けられるような環境を整えることが重要である。

さらには、当事者に寄り添い、強みを引き出していく視点を持ちながら、日常での活動を通じた関係づくりなど参加や協働の機会を増やしていく取組、自立生活が可能となるような取組や生活技術を身につけられるような取組など様々な取組を通じて、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することにより、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に支援につながっている状況をつくることが可能となる。

このような取組は、結果として、早期の段階からの医療・保健との連携した支援や生活支援のネットワークの構築にもつながり、行政にとっても必要なものである。

○包括的な支援体制の整備＜包括的支援体制＞

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題(※)を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくる。そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要である。

※ 改正社会福祉法では、地域生活課題を「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定している。

高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化すること、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである。

○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造 ＜多様な場の創造＞

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「

受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。

また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要であり、さらにそうした場につなぐ、場の中で人と人をつなぐ、場と場をつなぐ、コーディネーションやファシリテーションの機能と人材が重視される。

(3)3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成

(「自分や家族が暮らしたい地域を考える」)

○ (1)で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をきっかけに地域(我がまち)のことを考え始めたということであったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える。

○ 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども食堂」もその一例ということができるかもしれない。

○ こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみから出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体的、積極的な姿勢と、地域の課題(高齢化の進展、子どもの孤立等)とが結びつくことで進められている。それだけに、そのような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやすく、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も大きい。

(「地域で困っている課題を解決したい」)

○ さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地

域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位で地域住民の地域福祉活動を計画化するという取組をしているところもある。

- 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

(「一人の課題から」)

- (1)で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人の参加の場や役割を持てる場、「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

- ひとつひとは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。

(3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成)

- これら3つの地域づくりの取組の方向性、すなわち、
 - ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
 - ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
 - ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくりという方向性は、互いに影響を及ぼしあうものといえる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

- 例えば、主体的、積極的な姿勢で様々な取組を行っている地域では、一人ひとりは福祉的な課題にそれほど強くコミットしていなくても、取組の中や築いた人間関係の中で、課題が生じることを未然に防いだり、一人の課題に早期に気づいたりできる可能性もある。一方で、一人の課題の解決を図るために、様々な人と話をし、居場所をつくったり、働ける場を見つけたりする中で、それまで関心がなかった人や団体、企業に出会い、取組が広がっていく可能性がある。

(専門機関、包括的な支援体制への連携)

- さらに、地域住民から見えてきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域のなかで留まらず、広域の適切な機関につなげていく仕組みが求められる。
- 行政や専門機関は、そうした地域住民と連携したり、必要な後方支援をしていくことで、包括的な支援体制をつくっていくことが必要である。

(4)「くらし」と「しごと」を支える

- 私たちは、少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化する中で暮らしていかなければならない。生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。こうした本人や世帯の課題を「丸ごと」受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見のではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要である。本人や世帯の「くらし」と「しごと」を「丸ごと」支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である。
- 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは当然であるとしても、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではない。
また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会であるとか、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌であるとか、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたという側面があることも認識することが必要である。
重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくかである。どの分野の相談支援機関にいたとしても、生活課題の全体性、問題の総合性、多分野との連携、地域とのつながりといった視点は常に有していなければならない。

(5) 点から面への取組

- こうした地域づくりを実現するためには、(i) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能、(ii) 住民に身近な圏域で「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえずの丸ごと」受け止める場、(iii) 市町村域や広域での包括的な相談支援体制が必要である。改正社会福祉法第4条第2項では、「地域住民等」を主語として「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が規定されており、その実行を担保するため、同法第6条第2項で国と地方公共団体は各般の措置を講ずるよう努めなければならないとする責務規定が置かれ、さらに同法第106条の3第1項では市町村の責務が具体化され、これらによって、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されている。
- 既に地域の中では、様々な地域づくりに関する取組が実践されているが、これらの取組の多くは、「我が事・丸ごと」の地域づくりのための(i) ～ (iii) の取組が、いわば「点」としては実施されていたととらえることができる。今後は、それぞれの市町村において、これらの取組を有機的につなげ、または(i) ～ (iii) の機能がない場合には新しく作り出すことによって、互いに連携・協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制が構築されるものと考えている。
- 市町村においては、改正社会福祉法第6条第2項及び第106条の3の規定について、(i) ～ (iii) を担うべき主体とともに考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開されることを期待するものである。

各論

1. 市町村における包括的な支援体制の構築について (改正社会福祉法第106条の3関係)

他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

(第106条の3第1項第1号関係)

中間とりまとめの要点

○地域づくりの3つの方向性

⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり

②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

③「一人の課題から」、地域住民と関係機関(専門職)が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気付きと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要

・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌

・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加

・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

中間とりまとめ 2(1)住民で身近な圏域での「我が事・丸ごと」
(「我が事」の地域づくり) (P.8)関係

市町村が包括的な支援体制を整備するに当たり、改正社会福祉法第106条の3第1項第1号では、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援や地域住民等が相互に交流を図る事ができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施などの事業に取り組むこととされているが、それらの事業については、以下のような考え方のもとで行われるものであることに十分留意する必要がある。

＜①の促進に向けて＞

- ①を促進するためには、まず地域における福祉や医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における、会議や集いの場、サロン等をより多く見つけて、つながっていくことが重要である。これは、地域の宝探しとも言える営みであり、地方創生とも連携しながらまちづくりにつながる取組である。
- このような会議や集い、サロン等は、公民館や団地の集会所、地域運営組織(小さな拠点)などで行われており、分野を問わず多様な地域の課題が寄せられている。
- 仮に既存の場がなかったり、機能していない時には、機能を強化したり、新たに作ることも有効な手段である。
- こうした場への参加を通じて、「このようなまちをつくりたい」といった参加者の夢や願いを知ったり、地域課題に新たに気付くとともに、それらに対して「自分ならばこのようなことができる」といった発想を持って、実際に、それが実行されていくことで、成功体験が積み重ねられていく。
- こうした様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めたり、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけて、つながっていくことも大切である。
- このような取組の中で、これまであまり関係してこなかった他分野や福祉分野との間に、新たな取組やつながりが生まれることが期待される。さらには、ともに地域をつくる存在として協働していくことも可能となる。

- 他分野とつながる時には、自分達が主導しようとするのではなく、連携先にも独自の文化や考え方があることに配慮し、「相手の土俵」の中で関係性を深めることが大切となる。
- また、場の運営においては、参加者のモチベーションにつながるような「楽しい」「やりがいがある」ことを共有できるような配慮が求められる。
- 誰もがいつでも、気軽に立ち寄れる活動の拠点となる場を作ることも大切であり、敷居を下げるよう配慮する。
- 中間とりまとめでも述べたとおり、こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、市町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、市町村は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかななどを協議して決めていく過程が重要である。例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことも、方法の一つとして検討できる。

＜②の促進に向けて＞

- ②の促進においては、①、③を活発化し地域に関心を持つ人を増やしていくことが重要である。そのためには、地域包括支援センターや保健センターなども含めた市町村、社会福祉協議会等が、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供することで、「我が事」の認識が深まっていったり、地域課題の解決につながるボランティア活動等を具体的に示すことで、実際の活動に取り組みやすくなる。
- また、教育委員会や社会教育委員等と連携して、社会教育や学校教育の中で、福祉教育の機会を提案し、障害や認知症、社会的孤立の理解等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供することも重要である。
- その際、単に知識を学ぶだけでなく、その人を多面的に理解し、お互いの人間関係をつくるようなプログラムや、地域生活課題を共有し解決していけるような学習が必要であり、学習者の状況に応じて、段階的に取組を進めていくことも大切である。

- 地域生活課題の学習や研修機会の提供に当たって、社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、NPOなどが積極的にその役割を担うことが期待される。
- また、専門職同士で相互の理解が進まず、連携が図れないこともある。日ごろからコミュニケーションをとる機会を意図的に設け、自分たちの活動内容や、活動に向けた思いを互いに理解しあっていく営みが求められる。その上で、事例から離れずに連携の実践を積み重ね、体感していく取組が重要である。
- 多職種連携に当たっては、保健・医療・福祉に限らず、雇用・就労、住まい、司法、教育、産業などの分野にも広がりが見られていることに留意する必要がある。
- ボランティアや地域活動に参加したいと考えている人は多いが、実際に活動している人は一部である。知人が誘う等、気軽に活動に参加できるきっかけや、地域の住民や団体、企業等が実際に地域で活動できるための中間支援機能の整備、公民館や社会教育における学習活動との連携、活動拠点の整備などを通じて、仕掛け・仕組みを多様に作るとともに、メディア等を通じた広報・周知活動も行うことが大切である。
- また、ボランティアを新たに始めることだけが地域活動ではない。例えば、「隣家の電気がついている、いない」を見守るなど、地域住民が日常的に行っている取組も大事な地域活動であると意味付けをしていくような視点も重要である。
- 企業も地域社会の一員という観点から、企業が地域づくりに参加するための積極的な働きかけも重要である。

<③の促進に向けて>

- ③のような取組は、地域住民が、何らかの課題を抱える人を目の当たりにして、手を差し伸べたいという思いが喚起されたり、さらに同じような思いを抱える地域住民と一緒にその人を支援することなどがきっかけになる。
- 例えば、近隣に住むひとり親家庭の親が子育てや仕事で疲れている様子であることや、子どもが連日コンビニなどで食事を購入し、一人で食事をしていることに気付き、地域住民がお総菜を届けたり、子どもの宿題を見たりといった関わりが生まれていく。地域住民は、このような関わりの中で、ひとり親家庭で頼れる人がいない親子が地域に複数いることを知り、そのような親子を支えていくように変化する。このように、一人の課題を「我が事」として考えるようになり、ひいては地域の課題としてとらえ、地域づくりへと広がる取組もある。

- 一方、地域から排除されたり、一部の人から強く拒否されている人への支援については、ソーシャルワーカーが専門的な対応をしていく中で、徐々に地域住民と協働していく場合もある。
- ソーシャルワーカーが、当事者の思いや現状をアセスメントし、当事者本人を排除している地域住民に対し、その排除せざるを得ない住民側の気持ちを受け止めつつも、当事者本人の思いや状況を代弁し伝えたり、当事者と地域住民が交流する場を、適切なタイミングで設定する等の働きかけが有効である。すなわち、専門職は、これまで「困った人」として位置づけられていた当事者を、不安や悩みを抱え「困っている人」として理解できるように支援する視点も求められる。当事者を排除したり拒否していた地域住民が、やがて当事者を支えたり見守る役割を担う「支え手」へと変化していく。
- また、保育所などの福祉施設が近所にできるといった、「一つの出来事」が地域での話し合いのきっかけとなることもある。
- このような個別事例の積み重ねを繰り返すことで、地域住民の意識が変化していく。さらに、そうした取組について、当事者のプライバシー等にも配慮した上で広く知ってもらうことで、同じような取組をしている、もしくは、しようとしている住民も喚起されるなどして、地域全体の解決力が底上げされていく。
- その際に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などの内容を踏まえて、ソーシャルワーカーは地域住民等への理解を促し、地域へ働きかけていく必要がある。
- 地域においては、「支える側」の人が「支えられる側」であることもある。例えば、地域の相談役となっている人が、自分の孫がひきこもりで支援を受ける家族となったり、ソーシャルワーカーが、ダブルケアのために相談支援を受ける立場になることもある。また、支援を通してこれまで「支えられる側」であった人が「支える側」になることもある。地域住民の役割は固定されるものではなく、両方の側面を持って生活を営んでおり、状況や時間の経過とともに役割は入れ替わったり、循環したりする。
- ③は、地域や社会の中で、緩やかなつながりを持ちながら「お互い様」という関係性をつくり、お互いの存在を認め合いながら各々が役割を果たす地域へと成長する可能性をもつ視点である。
- なお、こうした取組によって、社会にある差別や偏見を取り除いたり、低減につながる活動を日頃から行っていくことの必要性が変わるものではない。

＜①、②、③の関係性＞

- ①、②、③は、それぞれ独立したものではなく、相互に影響を及ぼしあったり、循環するものである。
- 例えば、自治会の会合で、近隣のゴミ屋敷の悪臭や衛生上の問題が指摘され、当該住人は問題行動をとる困った人として批判された(①)。自治会長は、民生委員・児童委員に相談し、社会福祉協議会に連絡し、社会福祉協議会のソーシャルワーカーが関わるようになり、当該住人には家族や知人がおらず、孤立した状態であり、認知機能も低下していることが分かった。そこで、自治会と共催で、ゴミ屋敷に至る背景や要因について、講師を招いて学習会をした結果、住民の中に理解者が増えていった(②)。ソーシャルワーカーの働きかけにより、住民が共に清掃を行うことで、ゴミ屋敷の住人と地域住民の間につながりが生まれ、緩やかな見守りの機能が形成される(③)。また、ソーシャルワーカーは、ボランティア団体にも働きかけ、ゴミ屋敷の住人の話し相手としてボランティアが訪問するようになる。徐々にゴミ屋敷の住人の生活が落ち着き、地域のイベントにスタッフとして参加するなど、支え手としても活動始める(②)。このような経過を経て、自治会の会合において、ゴミ屋敷の課題は、「地域における社会的孤立の課題」として位置付けられるようになり、自治会としてどのように支援をしていくかについて関心を持たれるようになる(①)。
- このように、①～③は、単独で完結することなく、それぞれが影響し合い、その経験が積み重なることで相乗効果が生まれ、さらに強く地域づくりを進める原動力となる。
- 「我が事」として認識した地域の課題を地域で解決していく際には、そのための財源についても考える必要がある。
- 寄附によって財源を集めるためには、用途を明確化し、寄附をする側の共感を得ていく必要がある。加えて、金銭だけでなく、ヒト、モノ、ノウハウの提供を受けることも有効である。
- こうした地域づくりを推進するための財源については、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会を活用・推進したり、クラウドファンディングやSIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組等を取り入れていくことも有効である。企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングが必要である。

「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

(第106条の3第1項第2号関係)

中間とりまとめの要点

- 「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域を目指す。
- ソーシャルワークの5つの機能
 - ・制度横断的な知識
 - ・アセスメント力
 - ・支援計画の策定・評価
 - ・関係者の連携・調整
 - ・資源開発

中間とりまとめ

2(1)住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」(「丸ごと」の地域づくり)(P.10)関係

<担う主体>

- 「丸ごと」受け止める場は、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等が考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する。
- 市町村は、住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場をどこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割が何かを明確に定め、分かりやすい名称をつけるなどして地域住民等に広く明確に周知する。
- 「丸ごと」受け止める場の運営に当たっては、以下のことに留意する必要がある。
 - ・誰もが気軽に相談に来られるよう敷居を低くする。
 - ・地域住民や地域の関係機関と連携・協働していく姿勢が必要である。
 - ・身近な地域であるからこそ相談できない人や排除されている人がいることにも配慮する。
- 地域住民等の専門機関でない主体が担う場合には、ソーシャルワーカーによるサポートが受けられる体制を構築する必要がある。
- 地域包括支援センターなどの専門機関が対象者を限定せず、「丸ごと」受け止める場を担う場合には、以下のことに留意する必要がある。
 - ・相談の受け止めは、自らの専門領域に偏ることなく、分野横断的に行う。
 - ・相談者だけでなく、その属する世帯全体の抱える課題をとらえるとともに、近隣住民などとの関係や暮らしている地域の状況など、相談者とその世帯を取り巻く環境も含めてとらえる。
 - ・住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場には、ソーシャルワークの機能が発揮できる体制を整備する。
 - ・相談者等の状況をアセスメントし、可能な範囲で必要な情報の提供及び助言を行う。なお、本人の状態像に応じて、適切に市町村圏域の専門機関等につなぐ。

＜展開のパターン例＞

- 地域住民が中心となって担う場合の例としては、小学校区ごとに地域住民による「なんでも相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会のCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)が専門的観点からサポートする方法
- 地域包括支援センター等が担う場合の例としては、住民のより身近な圏域に地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、地域の各地区を担当する民生委員・児童委員や地域活動の担い手などと協働していく方法
- 自治体等において、各種の相談窓口を一つに集約した上で、各専門職がそれぞれ地域担当として、チームで活動していくという方法
- 在宅医療を行っている診療所や地域医療を担っている病院に配置されているソーシャルワーカーなどが、患者の療養中の悩み事の相談支援や退院調整のみならず、地域の様々な相談を受け止めていくという方法

など

＜連携＞

- 民生委員・児童委員、保護司などの地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない人やSOSを発することができない人の情報が入る体制を構築する。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知(平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を活用していくべきである。

＜バックアップ＞

- 安心して相談が受け止められるように、市町村は住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場を支えるためのバックアップ体制(改正社会福祉法第106条の3第1項第3号)をつくる。その際、夜間や休日のバックアップ体制についても配慮することが必要である。また、高度な専門性が必要となる課題等については、都道府県や市町村が連携した広域的な対応の仕組みを構築する必要がある。

中間とりまとめの要点

- 多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべき。
- 制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけでなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要。
- 協働の中核を担う機能が必要。
- 高度な専門性が必要となる課題や、声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的に作っていくことが必要。
- 協議の場やコーディネート機能を担う人は、市町村で調整。

中間とりまとめ

2(2)市町村における包括的な相談支援体制（P.12）関係

<求められる役割・機能>

- 地域包括支援センター等の「住民に身近な圏域」にある相談機関では対応しがたい複雑・複合的な課題、制度の狭間にある課題等に、オーダーメイド型で対応していく。

<多機関協働による支援>

- 個別の課題解決のために、各種専門機関等により、支援チームで対応する。その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込むことが必要である。
- こうした支援の実践を通じて、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係（ネットワーク）を拓けていく。
- ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、その中核的な役割を果たす機能が必要である。例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が担うことがありうるが、地域に応じて、地域で協議し、ふさわしい機関が担っていくことが求められる。
- 支援チームによる個別の事案の検討の場については、地域ケア会議などの既存の場の機能の拡充や既存の場に協働の中核を担う機関の職員が出向いて参加する方法もあるし、新たな場を設ける方法も考えられる。
- 個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりのための検討の場については、地域ケア会議や障害分野の協議会等の既存の場の機能の拡充や、既存の場に協働の中核を担う機関の職員が出向いて参加する方法、さらには新たな場を設けることも考えられる。
- このように、既存の「協議する場」、「コーディネーター」などが複数存在しているが、市町村ごとに必要性や役割機能を整理して、システムとして再構築する必要がある。

<協働による支援の地域づくり・出口づくり>

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりとは、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像に関わらず、その人らしく生活できる地域をつくっていくことを目指すものである。そのためには、働く場や参加する場といった出口づくりを充実させるとともに、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められる。
- 生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を理念の一つとして掲げ、平成27年度から約3年間にわたり支援を積み重ねてきた。この間、地域において生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、包括的な支援の輪を地域の中に拡充してきた。例えば、地域の行事や商店街、企業等を開拓し、住まいや暮らしを互助で支える取組を進めたり、農林水産業、観光業、商工業、地場産業等とつながりながら就労の場を見付けるなど、出口づくりの充実に尽力してきた。このような営みを通じて、地域で孤立せず、つながりが実感できる地域づくりを精力的に進めてきた。
- この3年間の地域づくり・出口づくりを通じて、森林等の環境保全や地域産業の維持・振興に貢献した事例、農業の担い手不足の解消に貢献した事例など、「支えられる側」であった人が、地域や人を「支える側」として重要な役割を果たす事例が数多く見られるようになった。生活困窮者支援において、この観点は、欠くことのできないものとして位置づけられ、確実に広く浸透してきている。
- 生活困窮者支援の実績を通じて見えてきた、様々な分野での地域づくりの取組が、人や資源とのつながりを育み、社会的孤立を予防したり、社会資源の循環を生み出してきた。このようなマインドは、包括的な相談支援体制にも貫かれるべき姿勢である。
- 包括的な相談支援体制においては、専門職による丁寧な相談支援を大切にするとともに、地域においてその人らしく生活できるように「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援も重要である。
- 「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援とは、地域の支えや他人からの助けを借りずに、本人が一人で生活できるようになることを目指すものではない。地域とのつながりやインフォーマルな支援の中で、本人が地域の中で役割や居場所を見付けたり、必要な時には本人に対して適切に支援が提供できる体制整備をも含めた概念である。

- 地域社会の一員として積極的な役割を果たせるように、福祉以外の分野とつながり、地域経済の活性化も含めた、多様な場や居場所づくりを充実させていくことが重要である。
- また、地域の中で、その人が受け入れられるよう、タイミングを見計らって地域住民や関係機関との質の高い出会いを演出することも大切である。その際には、本人の状態に応じて、必要な情報のみを限定的に伝えたり、情報を伝える人を特定することもある。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知（平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」）を活用していくことが重要である。

＜展開のパターン例＞

- 地域づくり・出口づくりを意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
- 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手している。

＜身近な地域での対応が難しい課題への対応＞

- 地域の中で自分自身の課題を知られたくない、関わってほしくないと考えている人が少なくないことも十分理解しておかなければならない。
- 当事者や当事者性の強い人でなければ理解しがたい課題があることを認識する必要がある。

2. 地域福祉(支援)計画について

地域福祉(支援)計画について

中間とりまとめの要点

- 地域福祉計画の充実
 - ・「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
 - ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
 - ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ
- 地区単位での住民の地域福祉活動の計画、民間組織・団体の地域福祉活動の計画の策定や、それらと地域福祉計画との連動。

中間とりまとめ

2(3)地域福祉計画等法令上の取扱いについて (P.14) 関係

＜地域福祉(支援)計画において、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例＞

- 地域福祉(支援)計画は、多分野の福祉計画の上位計画として整合を図り、総合的に推進していく必要がある。
- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例として、以下が考えられる。
 - ・ 様々な課題を抱える方々の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
 - ・ 高齢、障害、子どもなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
 - ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
 - ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
 - ・ 高齢者や障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
 - ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
 - ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・ 役所内の全庁的な体制整備
- 地域福祉計画の策定ガイドラインの改定に当たっては、上記事項の内容について、具体的に例示していくことが求められる。

地域福祉(支援)計画について

＜地域福祉(支援)計画策定のプロセス等＞

- 市町村においては、狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、協働の仕組みをつくっていくことが重要である。都道府県においても、地域福祉支援計画策定を通じて、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとることが重要である。
- 地域福祉(支援)計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、地域福祉(支援)計画の計画期間を他の福祉に関する計画の計画期間と揃えることや、地域福祉(支援)計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉(支援)計画の策定委員にすることなども考えられる。

(※)計画の期間については、例えば、地域福祉計画は概ね5年とされている一方、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画は3年となっている。

- 関係する他の計画(例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、地域自殺対策計画、地方再犯防止推進計画等)の策定においては、地域福祉(支援)計画を積極的に活用していくことも考えられる。また、自治体の他の計画の中に地域福祉計画に相当する内容を記載している場合には、地域福祉計画を策定しているとする取扱いとすることも考えられる。
- 策定に当たって、地域住民、専門職、関係する団体等と丁寧な議論を重ねていくことが必要であり、その際、地区の現状についてのデータを示していくことが必要である。
- 策定に当たっては、社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画との調和を図ることが必要である。
- 計画策定の委員会については、策定のみならず、定期的に進行管理をする機能も含めていくことが重要である。
- 評価の際には、これまでの取組の中でうまく進んでいないことばかりに着目するのではなく、成果として得られてきたものにも着目し、そこを伸ばしていくという視点も欠かせない。

3. 自治体、国の役割

自治体、国の役割

中間とりまとめの要点

(自治体の役割)

- 体制をつくっていくことに、最終的な責任を持つとともに、関係者との間で共通認識を持てるような働きかけをすることが必要。
- 実際にどのような形で体制をつくっていくかは、自治体によって様々な方法が考えられる。
- きめの細かい圏域ごとの人口や生活の状況のわかりやすいデータ整備が求められる。
- 自治体の組織においても「丸ごと」に対応できる体制を作っていく必要。
- 市町村の取組を支援する観点からも、都道府県の役割は重要。

(国の役割)

- 地域力強化に関連した成果や課題および解決手法の共有化を図るため、身近な圏域ごとの基礎的なデータや取組事例および成果等が幅広く共有される体制づくりに取り組むべき。
- 包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべき。

中間とりまとめ 2(4)自治体、国等の役割について (P.16) 関係

<市町村の役割>

- 地域住民、福祉関係者、行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域生活課題を把握・解決していく、問題が深刻化する前の早期対応を可能とする包括的な支援体制の整備を市町村の責任のもとに進めていくことが必要である。(再掲) こうした体制整備については、関係者と協議の上、地域福祉計画として合意し、計画的に推進していくことが有効である。
- 包括的な支援体制の整備に係る事業を委託により実施する場合であっても、市町村は、委託先の相談機関等と一緒に地域課題や地域の実情を把握していく姿勢が求められる。
- 地域住民や関係機関、市町村がお互いに自らの役割を理解できるように、「目指すべきまちの姿」について明らかにすることが必要である。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する圏域について、高齢者や障害者、子ども等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域を意識した上で設定する必要がある。(再掲)

中間とりまとめでも述べたとおり、「住民に身近な圏域」は、小学校区域である、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位である等、地域の実情に応じて異なるが、いずれにしても、地域で協議し、決めていくプロセスが必要である。

- 市町村が把握している情報を活用し、地域の状況や活動等について数値化・可視化し、住民の気づきを促すことが必要である。(再掲)

例えば、住民に身近な圏域ごとの介護・医療データの開示・比較を通じて、地域でお互いに学び合う土壌を作っていく取組も有効である。

地域の状況を数値化・可視化する際には、分野ごとの「単独決算」ではなく、地域全体の「連結決算」として見ていく視点も有用である。例えば、高齢者が野菜を育て、産直市に野菜を出荷することを考えた場合、産直市に行くためには交通費がかかるとしても、産直市による売上げに加え、野菜を栽培し、販売することによる生活の張り・生きがいがづくりを通じて健康が維持され、介護費用等が低減する効果も期待でき、交通部門だけの「単独決算」では赤字であるが、介護費用等も含めた「連結決算」でみると黒字となることもあり得る。

- 住民に身近な圏域で「丸ごと」受け止める場を地域住民に対し周知する。(再掲)
- 評価については、短期間での成果が得にくい場合もあるため、定量的な評価のほかに、国が検討する評価指標も参考に「住民の変化」などのプロセスに注目していくことも重要である。
- 農業と福祉、産業と福祉など、関係分野の橋渡しを積極的に担うことが必要である。
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していく必要がある。その際、厚生労働省通知(平成29年3月31日付け厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)を活用していくべきである。(再掲)
- 市町村での関係部局の連携を推進していく上では、組織・機構そのものを見直すことも一つの方法として考えられる。

<都道府県の役割>

- 単独の市町村では解決が難しい専門的な支援を必要とする医療的ケア児、難病・がん患者や、声を上げると地域では排除の対象になったり、身近な地域では特段の配慮が必要となるDV、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが必要である。
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- 市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

<国の役割>

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組の評価指標や効果測定について検討が必要である。また、その結果等に基づいて、都道府県や市町村が地域づくりを推進できるような情報提供や研修機会の提供についても検討していく必要がある。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する人材を育成するために、ソーシャルワーカーをはじめとする介護・福祉職の養成カリキュラムの見直しや、職能団体等による資格取得後の現任研修の再構築が必要である。

自治体、国の役割

- 各相談支援機関、福祉事業所に従事する者、福祉に関わる者が、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止めることができるよう、それらの資質向上に努める。
- また、モデル事業実施自治体及び自治体が事業を委託している場合の受託事業者に対する研修を通じて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する人材の育成に取り組む。
- 身近な地域での個人情報の取扱いについては、守秘義務との兼ね合いも含めて今後も検討が必要である。モデル事業の実施を通じて市町村における包括的な支援体制を整備していく上で生じる個人情報の取扱いに関する課題を整理するとともに、現状で可能な対応を整理していくことが必要である。
- 「働き方改革」などの取組が進められることは、地域活動などに参加しやすい環境を整備していくという観点からも期待されるものである。
- 地域共生社会の実現に向けては、保健福祉等の諸施策を総合的に推進していく必要があるが、その際には、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点、地域を基盤として、住民、保健福祉の関係者、行政などが一体となって施策を展開していく視点を重視しながら、厚生労働省内外の関係者が連携して取り組んでいくことが必要である。

終わりに

- 本検討会は、このとりまとめをもってその使命を終えることとなる。

昨年(平成28年)10月から始まった今回の一連の検討を、本検討会では、「従来の福祉の地平を超える新しいステージ」へ向かうものにとらえてきた。

戦後築きあげられてきた、生活保護制度や各分野ごとの福祉制度、国民皆保険・皆年金の社会保険制度、措置ではなく契約に基づく介護保険制度とそれに連なる障害者総合支援制度、子ども・子育て支援新制度といった各分野でのきめ細かな支援体系を前提とした社会保障制度が成熟する一方で、私たちは、そうした制度では必ずしも十分に対応することが難しい課題(世帯の中での課題の複合、制度の狭間の問題、社会的孤立や排除への対応、経済的な意味にとどまらない生活困窮の課題、自ら支援を求めることができない人や世帯への対応など)に直面している。

- 今回の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組は、「縦割り」を超えた相談支援体制、「支え手」と「受け手」が固定しない社会や制度づくり、「他人事」であった様々な課題を「我が事」としてとらえることができる地域づくりを、地域住民の力と、高齢、障害、子育て、地域福祉といった社会福祉の様々な担い手・専門職の取組、保健・医療・教育などの分野も含めた多職種連携、さらには地域の商業・サービス業、工業、観光、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画といった地域の様々な担い手との間の関係、そして行政も含めた公的な支援体制の力があいまって実現することを目指すものである。

- 少子高齢化・人口減少が進み、一人ひとりの持つ課題がさらに複雑になっていく社会を見据えたとき、この動きは、国民皆保険制度を前提とした社会保険制度、措置から契約への介護保険制度の創設に次ぐ、戦後の第三の節目だととらえてもよいのではないだろうか。

- 一方で、この取組は、制度をつくり、運営していくことだけで実現するものではない。今回のとりまとめは、改正社会福祉法第106条の3第2項に基づく指針や、地域福祉(支援)計画のガイドラインの改定につながるものとしてまとめているが、最も大切なことは、「指針やガイドラインを示したの後は自治体で」というスタンスではなく、厚生労働省自身が、これまで以上に熱をもって、本気で取り組んでいくことである。そして、その際三つの視点を重視すべきである。

- 第一に「人材」である。単にモデル事業を実施するというだけでなく、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりに本気で取り組んでいる人材を見つけ、育て、横につなげ、各自治体で始まっている動きを大きなうねりとしていくことが必要である。

- 第二に自治体における取組の「評価」である。相談件数などの定量的評価にとどまらず、地域や社会にどれほどの変化を与えたのか、動いていなかった地域や連携がどれほどまでに動くようになったのか等について、そのプロセスも共有しながら展開することは、単に優良事例を紹介し横展開することよりも大きな意義がある。こうした評価の場を、イベントとしてプレイアアップすることも考えてもらいたい。

- 第三に「財源」である。改正社会福祉法の附則に基づき必要な財源の確保策を検討することに加え、地域づくりを推進するための様々な財源のあり方については、この検討会では、時間の制約もあり、十分に掘り下げることができなかった。寄付や資金の使途を明確にすること、それを集めていく過程自体に地域づくりとしての意義があることを認識し、そうした様々な取組が展開される環境づくりについて、継続して検討を進めてほしい。

- 「従来の福祉を超える新しいステージ」として目指してきたものとは、様々な地域生活課題の発見や解決について、福祉の中だけで完結するのではなく、地域の幅広い分野・関係者との協働を進めていく、むしろ福祉で地域づくりをしていくといえる試みである。この取組は非常にクリエイティブなものであり、福祉ないしソーシャルワークが魅力的なものになる可能性を持っている。2025年、さらには2040年を見据え、少子高齢・人口減少社会、一人ひとりの持つ地域生活課題がより複雑になる時代を生きる若者たちが、福祉やソーシャルワーク、地域づくりに関する仕事を「やってみたい」と思えるようなものにしていかなければならないという思いを共有し、この検討会を閉じることとしたい。

＜参考1＞ 改正社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

- 第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 附則(抄)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
鴨崎 貴泰	特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表

構成員氏名	所属
土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
◎原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 主任 〔前 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任〕 第一層生活支援コーディネーター

(敬称略・50音順)
(◎は座長)

地域力強化検討会中間とりまとめ ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

平成28年12月26日
地域における住民主体の課題解決力強化・
相談支援体制の在り方に関する検討会
(地域力強化検討会)

1 総論

(1) 地域、福祉を巡る現状と課題、希望

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結している。この危機を乗り越えるためには、我が国のひとつひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要である。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、私たちは改めて直視する必要がある。こうした考えのもと、政府では、まち・ひと・しごと創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で述べられている通り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会をつくることが喫緊の課題である。（参考1参照）

- 私たちのまわりの生活を見ると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が連続したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実

である。

- 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。
- 基盤となる地域社会そのものは、少子高齢・人口減少社会が進展するなかで、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつある。それに伴い、家庭の機能も変化しつつある。
- 一方、地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら光が当たらなかった宝（「知恵」「人材」「資源」）があることに気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、将来への希望がある。
- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての意味を持つ。

- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である。

- 「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされている。地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。（参考2参照）

（2）3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成

（「自分や家族が暮らしたい地域を考える」）

- （1）で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうになってしまうのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をき

っかけに地域（我がまち）のことを考え始めたということであったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える。

- 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども食堂」もその一例ということができるかもしれない。
- こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみから出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体的、積極的な姿勢と、地域の課題（高齢化の進展、子どもの孤立等）とが結びつくことで進められている。それだけに、そのような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやすく、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も大きい。

（「地域で困っている課題を解決したい」）

- さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位で地域住民の地域福祉活動を計画化するという取組をしているところもある。

- 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

（「一人の課題から」）

- （１）で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人が「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

- ひとつひとつは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。

（３つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成）

- これら３つの地域づくりの取組の方向性、すなわち、
 - ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
 - ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
 - ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

という方向性は、互いに影響を及ぼしあうものということができる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

- 例えば、主体的、積極的な姿勢で様々な取組を行っている地域では、一人ひとりは福祉的な課題にそれほど強くコミットしていなくても、取組の中や築いた人間関係の中で、課題が生じることを未然に防いだり、一人の課題に早期に気づいたりできる可能性もある。

一方で、一人の課題の解決を図るために、様々な人と話をし、居場所をつくったり、働ける場を見つけたりする中で、それまで関心がなかった人や団体、企業に出会い、取組が広がっていく可能性がある。

（専門機関、包括的な支援体制への連携）

- さらに、地域住民から見てきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域のなかで留まらず、広域の適切な機関につなげていく仕組が求められる。

- 行政や専門機関は、そうした地域住民と連携したり、必要な後方支援をしていくことで、包括的な支援体制をつくっていくことが必要である。

(3) 「くらし」と「しごと」を支える

- 私たちは、少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化する中で暮らしていかなければならない。

生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。

こうした本人や世帯の課題を「丸ごと」受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の視点から見のではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、強みや思いから必要な支援を考えていくことが必要である。

本人や世帯の「くらし」と「しごと」を「丸ごと」支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である。

- 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは当然であるとしても、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではない。

また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会であるとか、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌であるとか、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたという側面があることも認識することが必要である。

重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解

決していかである。どの分野の相談支援機関にいたとしても、生活課題の全体性、問題の総合性、多分野との連携、地域とのつながりといった視点は常に有していなければならない。

(4) 従来の福祉の地平を超えた次のステージへ

- (2) や (3) の取組は、従来の福祉の地平を超え、「次のステージに上がる」ことを意味する。

こうした取組を進めることで、全ての人たちが安心して暮らしつづけられる地域の持続可能性、かつ多様な人たちが存在する地域社会で相互に支え合うことが出来る共生文化の創出、そうしたことを可能にする地域包括支援体制の構築につながる。

(5) この中間とりまとめについて

- 当検討会では、本年10月4日の第1回以降計4回にわたり、ニッポン一億総活躍プランの「地域共生社会」の項目に掲げられている該当部分に沿い、検討を重ねてきた。

そして、「我が事・丸ごと」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトにしていくという考え方のもと、平成29年の介護保険制度の改正が行われるのに先立ち、中間的とりまとめを行うこととした。

2 各論

(1) 住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

(「我が事」の地域づくり)

- 目指すべき地域の在り方は、「どのようなところに住みたいか」「安心して住み続けるために、どんな課題を解消していきたいか」という視点から、住民自身が中心となって関係機関と

協働しながらつくりあげていくものである。そうしたことを、地域で話し合える土壌や関係性が重要であり、そうした協議の場の確保やプロセスが必要である。その際、福祉以外の分野とも連動していくことが重要である。

- 地域住民の立場や意識も様々である。何らかの働きかけをきっかけに、住民が地域における様々な取組に関わることで、「楽しい」「やりがいがある」と思えるような経験をしたり、当初疎外感を感じていた（アウェイ）地域が、やがて自分のまち（ホーム）に変わっていくといった経験を通じて、地域のことを「我が事」としてとらえる環境もできてくるのかもしれない。
- また、同じ地域に住む人どうしの中で「困っている人」「深刻な状況にある人」が把握された場合であっても、見て見ぬふりをしたり、誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちでなにかできないか」と思える意識は、ソーシャルワークの機能を果たす者の働きかけにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作られるものである。
- その土台として、幼少期から地域福祉に関心を促し、地域活動への参加を通して人間形成を図っていく福祉教育が必要である。就学前から義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域貢献学習（サービ斯拉ーニングやボランティア活動）などに積極的に取り組み、福祉意識の涵養と理解を深めていくことが大切である。またこうした地域福祉の学びは生涯学習の視点からも取り組んでいかなければならない。
また、時として、地域の人だからこそ、問題を隠しＳＯＳを発することができないこともある。問題が深刻化して初めて表面化することもある。自分の困り事を地域に伝えたり、助けを求められるようになるための福祉教育も大切である。
- こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを

する、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、自治体が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、自治体は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。

- 例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことも、方法の一つとして検討できる。
 - また、受け手側が支え手側になる取組として、例えば高齢者が支え手として主体的に通いの場づくりや子どもの集まる場所づくり等を行う場合にも、市町村は、地域支援事業の「介護予防」の事業としてその活動を支援する等の取組を推進していくことが必要である。
 - 地域住民が「我が事」と捉え、課題の早期発見につなげるためには、課題を抱えた人だけでなく、誰もがお茶を飲みながら世間話をしたり、気軽に立ち寄ることができる居場所や、住民や専門職が話し合ったり、それを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の活動拠点をつくることが重要である。
そのような場づくりをどうサポートするかを、自治体として検討する必要がある。
- （「丸ごと」の地域づくり）
- 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないことである。

そうした気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまう。従って、「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域になる。

- また、こうした仕組みがあることで、地域に根付き、住民のニーズを把握してつないでいくことを役割とする民生委員・児童委員の精神的な負担を和らげることにつながり、より積極的に活動することが可能となる。
- 「住民に身近な圏域」には、地域住民を主体とする地区社協があったり、市区町村社協の地区担当が配置されていたり、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所といった福祉各制度に基づく相談機関があったり、地域に根差した活動を行う社会福祉法人やNPO法人があったりする。こうした機関で、あるいは相互に連携しながら、それぞれの機関が直接担当している分野だけではなく、「丸ごと」の相談を受け止める場を「住民に身近な圏域」に設けていくべきである。
- その際に、おおむね中学校区単位で専門職が配置されている機関である地域包括支援センターを活用して、対象を高齢者に限定することなく、総合相談支援の窓口として展開している事例もあり、「丸ごと」受け止める場としての機能を果たしていくことも期待される。
(参考3参照)
- この場合の「住民に身近な圏域」は、最大でも小学校区域で

ある、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位である、等、地域の実情に応じて異なるが、いずれにしても、「我が事・丸ごと」の体制を作る際の圏域の設定には、地域住民が決めていくプロセスがあることが必要である。

その際、介護保険事業計画の圏域や、障害福祉計画の圏域など既存の計画等における圏域設定との関係も、地域福祉計画の上で整理していくことが有効である。

(2) 市町村における包括的な相談支援体制

- 「住民に身近な圏域」にある「丸ごと」の相談を受け止める場は、自らあらゆる課題を解決する負担感を負うことなく、明らかになった課題に寄り添いながら、適切な機関につないでいくことが必要となる。特に、多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。
- 「丸ごと」の課題に対応しようとするれば、制度の狭間の問題にぶつかることがあるが、その解決には、関係機関どうしが連携するだけではなく、(1)における体制と連携しながら、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要である。
- このため、基本的には市町村をベースとした(地域の実情に応じて、それより大きいことも、小さいこともありうる)、多機関の協働による包括的な相談支援体制が構築されるべきであり、こうした体制が構築されるためには、協働の中核の役割を担う機能が必要である。
- 生活困窮に関わる課題に関しては、生活困窮者自立支援制度

における自立相談支援機関の支援員が協働の中核の役割を担っている。

(*) 自立相談支援機関に関しては、制度施行からまだ期間が経っていないこと、現時点では取り組み状況に地域差がみられること等から、さらなる取組の推進が図られるべきであり、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」(平成 28 年 10 月～。座長：宮本太郎中央大学教授)において、施行後 3 年後見直しについて検討が進められている。

○ さらに、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関が設置されていない自治体やそれ以外の課題に対しては、平成 28 年度から、厚生労働省において「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」が実施されており、現時点で全国 26 自治体において取組が行われている。この事業の進展を注視しつつ、こうした取組について、制度として確立していくことも含め、どのように全国展開していくべきか検討すべきである。

○ この事業では、協働の中核の役割を担う「相談支援包括化推進員」を、機関を定めずいずれかの機関に配置することを求めている。「相談支援包括化推進員」は、複合的な課題を受け止め、多機関協働の中でチームとして解決策を検討し、時には新たな社会資源の創出を行うものであり、ソーシャルワークとしての知識・経験をベースにした専門職であるとともに、多くの関係者から信頼されるに足る人材であることが必要である。「相談支援包括化推進員」を配置する機関も、丁寧なプロセスを経て、地域においてふさわしいと認められた機関であることが必要である。

26 自治体でも実際にそのような考え方のもとに配置されており、例えば、福祉関係の機関だけではなく、地域の実情に応じて病院のソーシャルワーカーも協働の中核を担う機能として考えることが可能である。

(*) 26 自治体では、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援

機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

○ なお、医療的ケアが必要な子どもなど高度な専門性が必要となる課題や、DV、刑務所からの出所者、犯罪被害者や戸籍に関わる課題など声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的に作っていくことが必要である。

○ 現在ある様々な「協議の場」、「コーディネートの機能を担う人」について、一度整理を行い、それぞれがより効果的に役割を果たせるように、市町村が地域特性を踏まえて関係者との調整の上、再編成することも考えられるし、財源を柔軟に運用することも必要である。

(3) 地域福祉計画等法令上の取扱いについて

(地域福祉計画)

○ 現行の地域福祉計画は、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項が記載事項とされているが、当検討会で検討している「我が事・丸ごと」の体制整備についても記載事項として明確に位置付けるべきである。

○ また、地域福祉計画は、社会福祉法では、策定は任意とされながらも、7 割の自治体で策定が行われており、「我が事・丸ごと」の体制整備をすべての自治体で促進するためにも、任意から義務化すべきである。

○ さらに、地域福祉計画の策定に関係者の意見が反映されるこ

とや、単に策定されるだけではなくP D C Aの手続きが適切に踏まれることが重要であり、こうしたことも明確に規定すべきである。

- 地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。さらに、その内容が市町村の総合計画の中に盛り込まれていくことが必要である。
- なお、地区単位での住民の地域福祉活動を計画化したり、社会福祉法人等の民間組織・団体の地域福祉活動を計画化し、これらと地域福祉計画を連動させていくことも求められる。

(地域福祉の考え方)

- 地域福祉に関しては、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の改正で、地域福祉の推進の規定を設ける等の対応が行われているが、地域福祉の対象、考え方の広がりを反映できる内容にすべきである。
- 具体的には、社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について、「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされている。しかしながら、
 - ・ 支援が必要な課題とは、「福祉サービスを必要とする」だけでは狭義であり、前述のとおり、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割の場の確保、家計、教育、そして孤立などにまで及ぶ。こうした、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人も含まれるべきである。
 - ・ また、それらの人たちは、あらゆる分野の活動に「参加す

る」だけではなく、「ニッポン一億総活躍プラン」にあるとおり、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」する主体であるべきである。

(守秘義務に伴う課題)

- 住民主体の課題把握や解決にあたり、例えば、地域住民から課題を聞きとった民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の守秘義務を有する者が、専門機関等と話し合っ解決策を検討し、(守秘義務を有していない)住民の協力も得ながら取り組んでいこうという場面で、住民との間で個人情報共有することが難しいという課題が指摘されており、法制的な対応を含めて検討すべきである。

(4) 自治体、国等の役割について

(自治体の役割)

- 自治体は、(1)、(2)で示した体制をつくっていくことに、最終的な責任を持つとともに、地域の実情に応じた体制をつくるために関係者との間で必要な機能について共通認識を持てるような働きかけをすることが必要である。
- (1)、(2)で示した内容は、何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域、市町村において必要となる機能を示したものである。従って、それらを実際にどのような形でつくっていくかは、自治体によって様々な方法が考えられる。「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」、「丸ごと」の相談を受け止める場」、「協働の中核を担う機能」を同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあり得る。

重要なのは、こうした機能が必要であることについて、地域の関係者が話し合う等のプロセスを通じて共通認識を持つことである。このために、地域福祉計画策定のプロセスを活用することも有効である。

- 自治体においては、身近な圏域どうしあるいはそれぞれの圏域内における住民どうしが地域の実情を共有し、相互の学び合いによる取組の進化を促進するため、きめの細かい圏域ごとの人口や生活の状況のわかりやすいデータ整備が求められる。

- また、関係機関において「丸ごと」の相談体制を目指していく中で、自治体の組織においても「丸ごと」に対応できる体制を作っていく必要がある。福祉分野における横断的な体制だけではなく、保健師が地区担当であった頃の利点を再評価しながら保健分野も含めて全庁的に、包括的な相談が実施可能となるような体制の構築に向け検討していくべきである。

また、子どもを通じて様々な課題に直面している学校と連携することも重要である。

その際、分野ごとの施策をライフステージに応じて切れ目なくつないでいくことが大切である。

また、地域福祉として統合化して企画ができる機能が必要である。

- こうした市町村の取組を支援する観点からも、都道府県の役割は重要であり、都道府県地域福祉支援計画の策定を推進することが大切である。

(国の役割)

- 国においては、「我が事・丸ごと」を、平成 29 年の介護保険制度の改正以降の一連の福祉の制度改革を貫く基本コンセプトに位置づける、との考え方のもと、必要な措置を順次、早急に講じるべきである。

- また、国においては、(1)、(2)で示した内容について、「地域で自由に決める」ことを強調し、自治体に委ねてしまうのではなく、なぜそのような機能が必要なのか、各自治体で丁寧に話し合うような支援をしていくことが必要である。

- 国においては、自治体を超えて地域力強化に関連した成果や課題および解決手法の共有化を図るため、身近な圏域ごとの基礎的なデータや取組事例および成果等が幅広く共有される体制づくりに取り組むべきである。

- 「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。

また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。人材の確保や定着についても、必要な措置を講ずるべきである。

- 全国的に、(1)、(2)で示した体制をつくっていくに当たっては、分野ごとに財源が分かれていることを踏まえると、柔軟な財源の活用や、別途の財源についての議論が必要であり、国においては、財源のあり方についても、具体的に検討を進めるべきである。

(社会福祉法人等の役割)

- 社会福祉法人は、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かし、高齢、障害、子どもといった対象を問わない相談を行うこと、住まい、就労等の面で既存の福祉サービスにはない取組を行うこと、地域における福祉課題への対応について勉強会を行うことなど、改正社会福祉法で位置付けられた地域にお

ける公益的な取組の枠組みも活用しながら、我が事・丸ごとの地域づくりに取り組むことを促進するべきである。

- 地域住民、福祉以外の分野に関わる団体や企業の幅広い活動につなげていくため、社会福祉協議会の役割は重要である。特に、ボランティアセンターは、ボランティアを通じたまちづくりのためのプラットフォームとなる「まちづくりボランティアセンター」（仮称）へと機能を拡充させて、関係機関と協働していくことについて、検討する必要がある。

（５）寄附文化の醸成について

- 寄附文化の醸成にあたっては、共同募金（特定テーマ募金の推進）、安心生活創造事業で行われた自主財源確保のための取組、ソーシャル・インパクト・ボンド、社会福祉法人の地域公益的な取組などが期待される。これらの取組に加えて、クラウドファンディングや地域通貨なども含め、多様な寄附のあり方を検討していく必要がある。
- こうした地域福祉を推進する財源を考えるということは、資金確保というだけのことでなく、官民協働という過程を大切にすること、これまで地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起すること、また事業評価、成果を「見える化」することで、より効果的な対策を考えていけることなどの利点が多い。今後の地域福祉の推進にあたって、積極的に導入を検討していく必要がある。このため、共同募金については、使い道や期待される成果を明確にして募集するテーマ型募金を広げるなど、寄附者により納得が得られる仕組みを普及させることが求められる。
- 考えられるさらに幅広い方法等については、今後具体的に検討することとしているが、以下の事項については共通認識があった。

- ・ 単に不足する資金を集めるだけでなく、地域で何が課題か話し合い、そのための資金を皆で出し合うことが、「我が事」のきっかけとなることを再認識することが必要。
- ・ 寄附という枠組だけでなく、金銭以外も含めた様々な資源を発見していく姿勢が求められる。

3 終わりに

- 「我が事」の地域づくりは、決して地域住民に解決のすべてを委ねることではない。例えば、表に出にくい大変な状態にある世帯に気づくこと、主体的、積極的な地域づくりの取組を行う中で課題が生じることを未然に防げる地域をつくること、必要とされる場（就労等の場）を見出したり、見守りや声かけも含めた孤立の解消を図ったりすることは、住民だからこそできる取組であり強みが活かされる取組である。また、「我が事」の地域づくりは、生活の張りを生んだり、住民に生きがいをもたらすなどの効果があり、結果として住民にとって欠かすことのできないものとなる。このようなひとつひとつの取組が、住民の生活を豊かにし、その集積が地域力を高めていく。こうした取組と、公的な支援体制が協働して初めて、安心して暮らすことができる地域になると考えられる。
- 本検討会では、この中間とりまとめを道標として、今後も、福祉の地平を超えた次のステージを実効あるものとするための検討を進めていく。

◆参考1：ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

（一億総活躍社会の意義）

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。

これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される（包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環）。

（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

◆参考2：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
（「具体的な施策」部分（抄））

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

◆参考3：「丸ごと」受け止める場の例

（例1）豊中市

- ・市の地域福祉計画に基づき小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において「福祉なんでも相談窓口」（市委託事業）を設置し、ごみ屋敷など、把握した課題を地域住民とともに解決を図る。社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（市内7圏域に2名ずつ配置）が、ワンストップで専門的観点からサポート。公民協働で支え、さらに解決の仕組みづくりを行う。

（例2）藤沢市

- ・市民センター・公民館を中心に13地区の特性を活かし、全世代・全対象型の「藤沢型地域包括ケア」を目指す。生活困窮者自立支援事業の直営による行政の地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」と、社会福祉協議会への委託による「バックアップふじさわ社協」の相談支援員及びCSWが連携し、複合的課題に対し、地域の中で関係機関等と総合的・包括的に対応できる体制を整備。平成28年度：CSWは3地区でモデル実施。

（例3）名張市

- ・複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（ランチを拠点とした市内15か所の相談窓口）

直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

※CSW：コミュニティ・ソーシャル・ワーカー

各委員意見の整理

(地域づくりと地域福祉)

- 就労・労働が福祉とつながることは大きな意味がある。(櫛部委員)
- 生活困窮者で重視しているのは支援付き就労である。自立だけでなく、そこに地域との接点があるからである。デイサービスに通うよりも、週1回2時間のバイトが楽しいという実態だってある。入口と出口、双方に参加とつながりがなければ相談にもつながらない。出口については、そのひとつの柱が支援付き就労だと考えている。(櫛部委員)
- 個別支援と地域づくりのどちらかの問題ではなく、一人ひとりのオーダーメイドの暮らしを地域のなかで作っていけることがゴールと考えている。地域づくりは漠然としたものではなく、「事例に始まって、事例に終わる」とよく言うが、一人の生活に還元していくようなものであってほしいと思う。(中委員)
- 地域づくりを広く展開することを考えると、地域の強みをどう共有していくかというところがないと、福祉以外の人たちとの共通言語を作っていけない。課題解決だけをするのではなく、地域づくりと言うところで他分野と協働できるかという仕組みを作っていかなければいけない、という議論があった。(原田座長)
- コミュニティの基盤をしっかりしないと本当の解決にはならないという視点は大切だが、一方で、福祉の現場からすると個別のAさん・Bさんをどうするかも重要な課題である。個別支援と地域づくりをどうみていくべきか。別々の課題なのか、一体的な課題なのか。その整理をしていくことが大切な議論になると思う。(原田座長)
- 地域の持続可能性がどこの地域でも危ぶまれている現在、地域循環のデザインとセットで提案していくことが重要。様々な仕事自治会や民生委員に「押しつけられている」印象がある。(福本委員)
- どのような機能が必要かを考えるに当たっては、経営的・事業的に解決する視点が重要。既存のプレーヤーを否定するものではないが、コミュニティビジネスや社会的企業のような、新たなプレーヤーを取り込む仕組み作りをすべき。(福本委員)
- 無償のボランティアやひもづけ補助金だけではなく、SIBのような発想が必要。住民主体でインクルーシブに課題を解決しなければならない。(福本委員)
- 人口分析を行い、処方箋を出すという取組を行ってきた。最も重要なのは、市町村だけでなく地区ごとまで見ることであり、地区ごとに行った分析をさらに広域で俯瞰して見ることも重要である。介護、農業、交通の分野ごとで見るのではなく、トータルで見る必要がある。現場発の同時多発的なチャレンジについて、しっかりデータをとって、共通の阻害要因・促進要因を繋いでいくという、

マスローカリズムの手法を提唱していきたい。(藤山委員)

- より人間的で持続可能なケア・地域と考えると、「共生」は福祉にとどまらず、領域や世代を超えて大きな物語を共有しながら人・モノ・情報・思いとお金が巡る「循環」をひとつのキーワードとする必要がある。(堀田委員)
- コミュニティ経済という視点で、生産のコミュニティと生活のコミュニティを再び融合するという発想ですべての人にとって居場所と出番がある地域につなげていけないか。(堀田委員)

(「我が事」の地域づくり)

- 専門性は高くないが、その地域に住まい、根付き、住民のニーズをキャッチして福祉のネットワークにつないでいくのが我々の仕事。民生委員の認知度、充足率の向上に努めていただければ、地域共生社会の実現を進めることができるのではないか。行政・社協・地域包括支援センター・その他団体と連携することで、民生委員が吸い上げた地域の情報をうまく活用していただき、効率的・横断的なネットワークを構築していただければと思っている。(相田委員)
- 生活支援コーディネーター・協議体について、板橋区は人口55万人と大きい地域なので、今やっと社協主体で第2層の協議体を作り始めている。まずはシステム自体の説明から始め、1回目100名、2回目80名。3回目コアメンバーとなる人が残り、リーダーが自然発生している。地域に合ったリーダーが生まれていると思う。(相田委員)
- 地域づくりは施すものではない。住民の立場からみて「自分がどんなところに住みたいか」という視点が必要。望ましい地域の姿をどうやって作って“あげ”ようか、といった視点から入ると間違ってしまうのではないかと。(相田委員)
- 民生委員の活動記録によれば、近年の民生委員の仕事は課題の解決まで至らず、どこにつながかが仕事となってきている。一方で、積極的に孤独を選ぶような住民についてはなかなか理解ができないケースもあり、もう少し、つながり以上に深い部分まで踏み込む必要があるように感じている。(相田委員)
- 土屋委員のワークショップの参加者がどのような層の人なのかかわからないが、全てを我が事で解決できると希望的に考えない方がよい。(朝比奈委員)
- 高島市では、キャラバン隊が小学校区単位にアウトリーチを行い、住民と専門家が協働する仕組み作りを検討している。(井岡委員)
- 狭義の「我が事」でなく、関心や興味のない住民がどう感じるかを重視したい。(大原委員)

- 福祉のロジックで説明・提案しても協力者は集まらない。住民にも様々な事情がある。商工会の方々には、福祉にコミットすれば商売が潤う、町も潤う、若い人の雇用ができる、と働きかけるなど、相手の立場に立った提案をする。衰退していく小さな町でも、福祉セクターに関わることで地域を作っていける、そういった視点で構想を語る力が必要。(大原委員)
- 我々は利用者のアセスメントは専門だが、そのまわりの住民のアセスメントをついおろそかにしてしまう。地域住民を巻き込んでいくには、地域住民が理解し、楽しいと思えなければならない。(大原委員)
- 「我が事」のとらえ方についても多様性がある。どういう老後を迎えたいと思っているのか、この地域がホームでなくアウェイの人もいる。(大原委員)
- 充て職で、資格を持った人を集めるのではなく、機能を動かすためにどういう人が要るかを議論すべき。全国展開に向けては、カリスマではなく、多くの人の能力をおしなべて底上げする、といった観点も必要。(大原委員)
- 若い世代は流動する。70%以上が地元でない地域で育児をしているアウェイ育児。地域でつながりを作り、アウェイをホームに変えることが必要。支えられるものから支えるものへという地域の循環型支援、支える側でもあり支えられる側でもあるというお互い様の支援関係の構築が必要。(奥山委員)
- 4月から開始された総合事業についても、なぜ住民が参画するのか、といった声が聞かれる。住民に納得感がない。住民にもそれぞれの立場から考えていただきたい。(越智委員)
- 住民サイドがどう地域を作るかという動きにコミットする事が大事。(越智委員)
- 地域防災の視点も重要。災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成と提供が義務付けられた。名簿の提供率にもばらつきがあり、藤沢市では8割くらいだが、それでも難航している状態。名簿の管理など重要すぎる仕事をなぜ自分たちが、と自治会や町内会では「やらされ感」が強い。(片山委員)
- 自助・互助・共助・公助のバランスは生活圏域の階層ごとに異なる。そういったことを住民に理解してもらうような説明が必要と考えている。(片山委員)
- 民生委員・児童委員の負担、難しさは相当ではないか。結果、なり手不足という課題が生じている。悩んでいる人も多いし、1期で辞めたり、1期もたない人もいて、75歳以上でも再任せざるをえなくなっている。(片山委員)
- 世代ごとに「地元感」は異なるため、改めて住民で議論することが必要。(勝部委員)

- 「目指すべき地域」はこうです、というのは難しい。どうやって地域を考える人を作っていくのが重要。(勝部委員)
- CSWは個別支援ワーカーなのか、まちづくりワーカーなのかという議論があるが、個別の課題を中心に地域を耕す地域づくりのワーカーなのだという立場をもつことが大切。(勝部委員)
- 住民の気づきを支援することが専門職の役割である。(勝部委員)
- 住民には、総論は良くても、各論として困った人の話が出てくると後ろ向きになったりするので、「自分が支援対象者になったらどうなってしまうのか」を考えてもらうことが一番重要。(勝部委員)
- 住民の活動があっても、専門職が全ての課題を引き取ってしまえば、住民の我が事にならず、「どうして行政がやらないのか」というクレームだけが増えていく、これが、これまでの専門職配置の課題である。個別の相談は受けるが、学び合いもする、地域作りや、住民の力を引き出すことに重点をおけるような人物でないといけけないのではないかと。行政の人だと、税金を払っているのに何でそっちでやらないのか、となるので、市民側の人を開拓していくことが必要。(勝部委員)
- 地域における課題解決の体制作りにあたっては、そのエリアを担う住民を主体化し、それを支える包括的な仕組みを作る事が重要ではないか。(勝部委員)
- イベントなどでみんなで楽しくつながりを作りましょうという展開だけでは、本当に困っている人は参加しない。福祉コミュニティはあえて作る必要がある。(勝部委員)
- 豊中市では、地域の人が「自分たちは安心して課題を掘り起こせる」「困っている人には声をかけないといけない気がする」と言っている。そして、住民のリーダーと専門職が個々に存在しているというよりは、専門職プラス住民で一体的になっている感じで、お互いに地域の状況を共有しあい、一緒に運営していくというイメージ。(勝部委員)
- なぜ、住民が我が事として動くのかと聞かれることが多い。それは、大変な人を見つけたときの専門職の姿を住民が見て支援を学んだり、逆に専門職が生活者の視点を住民に気づかされることがあるからではないか。そのことが福祉教育。地域をみんなで考えていったり、一人の問題で地域をつくっていくことの繰り返しのなかで、まちが優しくなることを意識する人が広がっていく。CSWは福祉のまちづくりワーカーである。(勝部委員)
- 専門職と住民が共に支えていくという成功体験の中でさらに、地域の発見力は

上がっていくように感じられる。(勝部委員)

- 「小中学校区等の住民に身近な圏域」について、地域には病気や障害などであえて自分の生活圏から離れる方もいることに留意が必要と考えている。障害の問題はもう少し大きな圏域も含めて捉えてほしい。(菊本委員)
- 社会資源開発というが、人が生活する最低限の資源は地域に既に揃っているはずであり、それを今以上に柔軟に使うという手法が甘いのではないか。例えば床屋やコンビニなど利用者自身が日頃から関わりのある資源を使っていく努力・技法が専門職にまだ足りていないのではないか。それには個別ケースを通じて現場で指導する仕組みや体制が必要である。(菊本委員)
- システムだけでなくまなざしも重要である。町内会に加入しても、ゴミ出しの仕方が悪いなどと言って排除するようなことが起きる。住民の間に貧困世帯に対する理解などの視点がないと、仕組みだけでは機能していかない。(櫛部委員)
- 住民の立場から見て何が困っているか等、地域像は住民が作りあげていくもの。(土屋委員)
- 地域包括ケアは「住み続けたい地域」を前提に置いており、まずは住みたい地域を考えてあとから福祉がついてくるという考え方で進めることが重要。(土屋委員)
- 地域で住民によるワークショップを開催し、「あなたが住み続けたいまちは、どのようなまちか」、「今地域に足りない活動はなにか」、「その活動のためにあなたは何かができるか」を住民に問いかけてきた。そういった取組により、住民に自主性が生まれ、地域の課題に住民自身が気づいていくことができる。見える化チャートをつくり、投げかけることも有効な手段。(土屋委員)
- ファシリテーターはすぐにはできないので、社協やさわやか福祉財団など、周りの団体の支援を受けつつやるが、最終的には住民自らがやるのが理想だと思う。(土屋委員)
- 「住民主体」の定義が重要。地域課題について住民が決定権を持ち、「我が事」として解決するという文化を醸成しなくてはならない。介護保険法で、住民参加の生活支援体制整備事業が義務化されたが、介護保険の保険者である行政が実施するため、住民にはやらされ感が蔓延している。(土屋委員)
- 生活支援コーディネーターは、個別課題にインテークしない主体である。ただし、地域の困り事を引き受けていく中で、高齢以外の課題もキャッチするため、その部分を住民にフィードバックする機能を担うことになる。(土屋委員)
- CSWと生活支援コーディネーターについて言えば、生活支援コーディネータ

ーは個別のインテーク・アセスメント機能は持たないが、地域作りの機能はほぼ同じである。(土屋委員)

- 目指すべき地域というのが決められた状態だったり、目標だったりすることには違和感がある。地域で話し合える土壌や、関係性こそが必要と思う。そういう場所、プロセスが大事ということではないか。(中委員)
- 福祉と地域づくりの両方に理解のある住民を増やすには、地域の中のごく身近な存在の人への支援を専門職が請け負うのではなく、そこにかかわる人たちと巻き込まれあいながら協働を重ねるなかで、地域にとっての意味を一緒に考えていくことが大事。個別事例が終結しても、地域の側には、その事例と一緒にかかったという財産が残る。遠回りでもそういった成功体験を重ねていくことが、人や地域を育てていくことにつながる。(中委員)
- 「地域福祉」という言葉がはやりのように使われているが、もともと基盤として地域の中にあったもの。遅れて地域に登場した行政や専門職が知らないだけ。ないものを作るという発想ではなく、既にあるものを住民とともに顕在化・意識化していく作業をまず行い、それでもないものは作るという考えが重要。その順番を間違えると押しつけになってしまう。(中委員)
- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域の体制づくりを支援する人は一人である必要はなく、住民と専門職でユニットを組んでも良いのではないか。それが誰か、ではなくどんな機能を有するかで考えていく必要がある。(中委員)
- 「我が事」の中には、自分には関係ない、誰の助けもいらないと、自ら相談できない、支援を拒まざるを得ない厳しい現実の中にいる人たちに向けての「受援力」を育むかわりも大切だと考える。(中委員)
- 行政からの視点だけではなく、「住民でなくてはできない」というポジティブな記載をすべきではないか。検討中のシステムの中では、住民は「気づき」の役割を担うことになるが、そのためには気遣い合う関係作りが必要であり、それは専門家でなく住民にしかできないことだということを書き方にした方がよい。(永田委員)
- 専門職が住民と一緒に協働できるかが重要。よく「住民を“活用”する」と言われてしまうが、活用する・されるの関係でなく、住民と専門家をつなぐ「のりしろ」を作り、話し合う機会を作るべき。座学で身につくものではない。(永田委員)
- 現場では、同じ民生委員が多分野の会議に出席するという「協議疲れ」といっ

た現象が見られる。協議の「場」は非常に重要だが、その整理が必要ではないか。(永田委員)

- 地域の体制づくりを支援する人が誰かということが重要。専門職を身近な圏域に常駐させるのが名張市、CSWが出向くのが大阪市、そこに住民相談を組み合わせるのが豊中市のモデル。個人としては、これまで名張を研究してきたこともあり、身近に専門職が配置され、いつでも相談できるメリットが大きいと感じているが、専門職らしくない役割が求められているとも思う。地域によって様々なパターンがあって良いと考えている。(永田委員)
- 施設や専門職という話が出ているが、地域は暮らしを紡ぐ場所であり、それがないがしろにしてはただ絆創膏を貼るだけになってしまう。地域の多角形、日常的なつながりの中で、暮らしの中に福祉をどう埋め戻していくかという話をしないと、地域の人は入ってこない。(藤山委員)
- 専門職は課題解決ができて、住民を幸せにできるとまで驕ってはいけない。人は人に認められて初めて幸せになるのであり、いかに地域で出会わせるかが重要。それが地域力であり、その手助けをするのが専門職ではないか。(藤山委員)
- 「地元の作り直し」であるため、分野を超えた議論が必要である。(藤山委員)
- とくに都市部では、住所地と勤務地、学ぶ場所、趣味の場所が物理的に異なる場合も少なくない。エリアのコミュニティとテーマのコミュニティをゆるやかにつなぎながら発想することが、地域へのコミットメントを高めるうえで重要ではないか。(堀田委員)
- 自分や家族、隣人、地域のことが気にかかるといったそもそもすべての人が持つ気づき、ケアは分散、それが機能するネットワークを作り、しっかり対応する側は統合していくということを地域の状況によって見極めていくことが必要。包括的相談支援のモデル事業に取組む26自治体のパターンを見ることも、参考になるのではないか。(堀田委員)
- 例えば保健師は、以前はもっと地区担当で地域まるごと顔が見える働きぶりだったが、業務分担が進んだり、次々に会議や事業が「降って」くることで地域から引き剥がされている状況にある。保健師のみならず、地域からはがされている人たちを邪魔しているものを取り払うという視点も必要ではないか。(堀田委員)
- 行政・専門職・住民が、地域にどういった力があるのかを知る必要がある。(前田委員)

- 地域の体制づくりを支援する人は現実的には民生委員ではないか。志摩市には離島もあり、子どもがいない圏域やNPO法人がいない圏域もある。解決側に立ってくれる人ということだと、20~40代は参加しないし、好んで孤立する人もいる。社会資源の少ない地域では、民生委員はプラスアルファかと思う。(前田委員)

(居場所づくり)

- 子育て支援では、子育て世代の転出・転入が多いため、入口がまず重要である。社協の場所など普通は知らないで、地域のことが全くわからずに入ってくる子育て家庭にとっては、子どもの年齢に応じ、相談から地域の居場所につながれば、その人にとって地域が我が事になっていく。(奥山委員)
- 住民自身が地域を知る場所が少なくなっており、孤立した人のためだけでなく、誰でもいい居場所が、地域を学習できる場として必要ではないか。福祉教育、それも福祉を理解するための福祉教育だけではなく、地域課題を含めて地域を知るための学習の場にもつながると思う。(越智委員)
- お茶を飲みながら気軽に相談ができる居場所が重要と考えており、地域の縁側事業では、地域住民や地区社協がその居場所作りを担っている。専門職はいないが、最終的な責任を負う行政へのつなぎ役、住民の側に立って行政にもの言える人として、地区を担当するCSWを市社協に配置している。茶飲み話から、家庭内に隠れていた虐待が明らかになったケースもあった。(片山委員)
- ふだんからのつき合いや交流がないにも関わらず、困ったときだけ助けを求めても、なかなか難しいのではないか。ふだんから少しお節介な隣近所の関係や、ちょっとした変化に気づけるような関係があったり、常に交流できるような場があるとよいのではないか。(前田委員)
- 認知症の高齢者と幼児、独居のおばあちゃんと子育てする母親など出会いの可能性があるにもかかわらず、ハコや計画にしばられてきたことが地域をつまらなくしており、だからこそ省庁横断の小さな拠点という議論が必要になっている。(藤山委員)

(「丸ごと」の地域づくり)

- 身近な地域でやろうという仕組みを作った場合、地域だけでは救えないニーズに対応するためのサブシステム構築が必要である。(朝比奈委員)
- 一方、地域へもう一度戻すことも大事で、そのときに、社会参加すること、地

域のなかでつながりをもつことを意識した取組が重要である。出口の方の、専門機関から地域のつながり、社会参加へ、という部分で、地域福祉には大いに期待している。(朝比奈委員)

- 地域包括支援センターができ、専門職が圏域に設置されてから 10 年が経つ。介護ケアに捕らわれていてコミュニティーワークが出来ていないと思うが、せっかく作った地域包括支援センターを活かさない手はないのではないか。(片山委員)
- 自治会加入率 46%という低さをカバーするには、小学校区で我が事の何でも相談が必要だと思ってやってきた。(勝部委員)
- 早期発見の仕組みは良いが、解決をご近所というのは息苦しいので、重層的に仕組んでいく必要がある。(勝部委員)
- 住民が、言い方はおかしいかもしれないが、楽しくて面白い、というスタンスで取り組むことが重要ではないか。豊中市には自ら受けるなんでも相談があって、専門家が担うべきという意見もあったが、自分から SOS を出せない人に気遣っていくトレーニングが重要。住民が実践により学び、気づきあいを増やしていくといった視点が必要で、学びのない相談窓口は危険な方向に行くと考ええる。(勝部委員)
- 地区社協において既に構築された分野横断の協議の場も、そこに様々な関係者を加えていけばそのまま活用できる。(土屋委員)
- 課題把握だけではなく、「課題把握とそれを解決する仕組み作り」がセットなのではないか。地域がいかにかその課題に取り組んでいこうとしているのか、地域がもつ方法や力のほうに着目したい。同じような課題をもっている地域であっても、それが課題となるかは地域によって異なる。資源や解決方法のほうに問題が生じている。(中委員)
- 何を「丸ごと」とするのか。対象については少なくとも「世帯丸ごと」であることが必要。単身世帯が増えているにも関わらず、地域ケア会議での 1 事例あたりの支援対象者数は平均 2.1 人、うち 65 歳未満が約半数含まれているという実態がある。支援体制と仕組みもまた「丸ごと」でなくてはならない。縦割りを作ったのは、専門職であり、地域の意識という面もある。なぜそうなったのかの要因分析や検討が必要。(中委員)
- 地域包括支援センターは、介護保険の施設というイメージがあるが、圏域を担当する相談機関として、全国に配置され 10 年の実績を経たことは大きな意味があると思っている。地域の側で総合相談をつづけていくとき、私たちは地域住

民の相談を断れない。そして、圏域担当の専門職と、住民側の担い手がユニットになってはじめて機能するというこも協働から学んできた。(中委員)

- 地域包括支援センターはあくまで介護という意識が強いが、総合相談窓口は分野から開放しないと難しい。地域のスタンスは様々であるため、先進地のパターンをいくつか出して、比較検討しながら地域で選べるようにしてはどうか。(永田委員)
- 地域課題を把握するベクトルだけでよいのか。現在の地域・住民にできること、可能性を集める仕組みもセットでないと、地域は改善しない。(藤山委員)
- 水も漏らさぬ相談も必要だが、やりすぎると、息苦しくなるのではないか。良いところを伸ばし、みんなの出番や役割をつくるといった観点とのバランスのとれたアプローチをしてほしい。(藤山委員)
- とくに「気づき」、「協議する」ところまでは「地元」の再結成、福祉領域以外のさまざまな体制との連動の可能性もとても大きい。本検討会の議論は、機動的かつ柔軟な「対応」にも焦点があると認識している。(堀田委員)
- 同時に、困っている人を放置しない、課題にどう対応するかという発想には煮詰まりもあり、楽しい・おいしい・おしゃれなことが、自然にここでいう「気づき」、「協議」、「実行」、「学び」につながる、あるいは「あったらいいな」を語ることによって、困っている人を未然に防げるという視点も重視したい。(堀田委員)

（「住民に身近な圏域」）

- 「身近な地域」の範囲は、属性によって異なる。(朝比奈委員)
- これまで、小学校区での福祉活動がなく、自治会単位が基本で、204 あるが、半分は限界集落という状況である。目指すべき地域はそれぞれ異なり、がちがちに小学校区で線引きするが良いかどうか、今までの取組の中で考える必要がある。(井岡委員)
- 昭和の合併前の小学校区域の意識が根強いが、そこが国道で分断されるとまた変わるなど、様々な状況がある。ただ、そこに必ずしも全ての資源がそろっている訳ではない。福祉だけでなく経済も含めて实际生活の圏域として考える必要がある。(越智委員)
- 藤沢市では 13 地区、16 民協があり、つながりがしっかりしているので、これを基本の圏域として住民活動や支援が行われている。(片山委員)
- 豊中市は小学校区単位で住民による校区福祉委員会の実践が進んでいるが、今

まで小学校区での取組を実施していない地域において、小学校区にしたり、あるいは道路や川で勝手に行政が線引きしてしまうと、昔からの地域のつながりが切れてしまったり、民生委員の地区委員会のもち方とずれてしまったりしてうまくいかない。圏域から、住民が決定していくことが必要。(勝部委員)

- 地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画などは、分野ごとに設定したエリアが異なるのが当たり前となっている。福祉圏域とか生活圏域ということの考え方を自治体である程度整理しながら、みんながそのエリアでいろいろな話し合いができていくような体制をつくりが必要。(勝部委員)
- 人材確保について、鶴ヶ島市には小学校区が8つあるが、すべてに障害に理解のある人あるいは相談員を配置するのは難しい。障害の相談支援専門員は国の計画の半分程度しか整備できていない現状にある。また特に障害分野は高齢者や子どもの分野と異なり、特別会計等で基礎自治体が活用できる財源確保が非常に難しいという状況がある。相談支援体制が不十分な中、住民に身近な圏域で課題や相談を収集しても、十分な対応ができるのだろうか。(菊本委員)
- 実感としては、小学校区レベルの顔の見える範囲が、地域住民の課題把握のためには現実的と考えている。(土屋委員)
- ワークショップでは、圏域を考えるとところから始めたが、結果的に行政が想定していたものから異なる結果となった。行政が決めるのではなく、住民自身が圏域の考え方を議論する必要があるのではないか。(土屋委員)
- 「我が事」の範囲は最大でも小学校区と考える。(中委員)
- 金沢市の地域福祉の単位は54地区の「おおむね小学校区」となっており、これは昭和からある「旧小学校区」である。この地域ごとに、地区社協、公民館、民児協、町会連合会などが協働で運営されている。地域包括支援センターの圏域は19か所の日常生活圏域で、これは行政が決定したものだが、内訳をみると、いくつかの文化の全く異なる小学校区の組み合わせであるので、地域特性に配慮している。(中委員)
- 「住民に身近な圏域」であることについては、①早期発見、早期対応につながる、②地域の中の課題を地域住民が課題発見から解決までリアルに体験すること、の二つの意味があると考え。このうち、後者については既に地域ケア会議で住民と専門職が協働している。(中委員)
- 福祉だけではなく、分野横断的に考えることがポイントである。調査の結果、教育、医療、福祉等の機能を備えて、その全体最適を達成できるのが、データの的には300～3000人の圏域であった。固定ではなく、地域ごとに自己決定でき

る地区のエリアとするべき。(藤山委員)

- 身近な圏域について「小中学校区等」とされているが、志摩では小学校の統廃合が進んでおり、身近とは言えない状況。やはり単位としては自治会ではないか。(前田委員)

(市町村における包括的な相談支援体制)

- 縦割りが決して全て悪いわけではない。民生委員はその人の人生に沿って支援していくが、専門職はそれぞれ縦割りで行っていてもいい部分もあるのではないか。(相田委員)
- 不安定雇用の労働者も多く、平日の日中しか相談に対応できなければ、平日の日中に仕事を休めない方々のニーズが排除される。ニーズは変わっていくため、柔軟に受け止めるための相談支援事業が求められる。(朝比奈委員)
- どこまで地域で担えるかは厳しく考えるべきで、排除の問題はどうしても残るので、どうサブシステムを作って救うかを考える必要がある。(朝比奈委員)
- 包括化というのは資源がある程度揃っていることが前提となっているが、担い手がいらない、資源のない地域もあることに留意が必要。例えば児童養護施設を出た児童のアフターケアなど、就労支援ではない継続的な生活支援の部分を支える財源が全県にひとり分くらいしかなく、そういった部分がすっぽり抜け落ちてしまわないか、懸念がある。(朝比奈委員)
- 若者は広域で移動しているため、身近な地域だけではなく広域の枠組みも必要。家庭内暴力、性犯罪、戸籍など、声をあげると逆に排除の対象になる例もある。(朝比奈委員)
- いまの相談援助職は、多くの場合、福祉や介護サービスへのつながりや連絡調整が主になっているが、それだけでは期待されている役割に対応していくことができない。例えば地域包括支援センターが高齢者の就労も支援するなど、ドラスティックな変化が求められているのではないか。(朝比奈委員)
- 市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方については、圏域ごとに、それぞれの住民が話し合う場と、専門職の参加が重要である。(井岡委員)
- 丸ごとといっても子育ては入らなかったが、地域の相談機能と連携しながら担っていく仲間に入れてもらいたい。(奥山委員)
- 多機関協働の資源としては、社協の実施している日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護も重要である。(越智委員)
- 生活支援コーディネーターは、特別会計であり、委託であり、配置場所、社協

のCSWとの位置づけなど、行政からすると非常にやりづらい。(片山委員)

- どこに相談したらいいかわからない、といったケースを含め、ニーズが複雑化、複合化している現状において、せめて入口の相談機能はできるだけ統一したい。その体制作りにあたって、専門的なインテーク・アセスメントができる職員の育成が必要である。(片山委員)
- 社会福祉士について、養成課程を見ると、地域作りも含め幅広い分野を担えるジェネラリストが求められていると思うが、実際にそれが育つ領域や職域が少ないと感じている。そういった視点も踏まえた見直しが必要ではないか。(片山委員)
- 生活困窮者自立支援制度が発足し、全国で「断らない福祉」が生まれたものの、結局は制度の狭間があり、その解決には、住民との協働か、機関同士の連携、新しい仕組みの構築などを地域で考えなければならない。制度の狭間にこそ地域の課題がある。(勝部委員)
- 協働して問題解決する仕組みをどう作るのが重要であり、それを担うのがCSWなのか生活支援コーディネーターなのか、というのはあるが、分野の問題ではない。(勝部委員)
- 発達障害や、強度行動障害、医療的ケアの必要な子どもなど、住民がキャッチしてきた事例を受けられるだけの高度な専門性も必要不可欠。(菊本委員)
- 医療的ケア児などの地域というよりは医療の問題が多く含まれる対象者については、都道府県レベルで対応していくということも議論に加えてほしい。都道府県レベルの責任を明確にする必要がある。(菊本委員)
- 福祉事務所については、まだ縦割りである。例えば生活困窮者の背景には障害がある、あるいは障害が疑われることが多いため、横串を刺した対応が必要であり、福祉事務所の役割や責務を見直してほしい。(菊本委員)
- スーパーマンを養成するのではなく、人としての共通理解を有した専門職がチームアプローチを徹底するということが必要。それを育てるのには、座学でなくOJT、実務指導も考えていきたい。(菊本委員)
- 地域包括支援センターで仕事を作ることは難しい。産業や人材育成にコミットしていかないと、サービスの前提である生活と暮らしが成り立たない。そういう部分を横断的に、かつオーダーメイドにできるのは、生活困窮者自立支援制度ではないかと思う。この絵のなかに企業や商店があってもよい。そういう出口論がないと話が上ずる。(櫛部委員)
- 行政は縦割りだから仕事をする。問題は、委託と受託で完結してしまっている

ことである。生活困窮者自立支援制度で官民共同が始まった。これを育てることだ。(櫛部委員)

- 相談を取りこぼさない生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の制度として第1のセーフティネットと第3のセーフティネットの間に挟まっている印象だったが、相談件数が増えるにつれ、全てのセーフティネットに通底するものと考えようになってきた。(櫛部委員)
- 各種の相談機関は、実際には社協や社会福祉法人がまとめて運営していて、こんなに分かれて存在していないと思う。それと、2000年以降の地方分権で、地域に下ろすのは良いが、マネジメントは難しくなっていると思う。(櫛部委員)
- 相談支援機関の連携体制については、ジェネラルからスペシャルへ、スペシャルからジェネラルへ、スキルからシステムへ、システムからスキルへといった関係構築が重要。(土屋委員)
- 相談支援包括化推進員は、分野を超えた体制作りを担うため、スペシャリストが必要だし、権限も付与することが必要。(土屋委員)
- ①相談、計画、チームコーディネート、資源開発まで担う専門人材、②世帯全体のニーズをとらえ、分野別の相談機関と協働して対応する包括的な相談支援体制が必要。①は、アセスメント力、ジェネラルな視点を持った専門職(ソーシャルワーカー)を配置することによって、②は、福祉分野の横断的な研修を行うことによって対応していくことが必要。(土屋委員)
- 小学校区、中学校区、市町村という階層ごとにどんな機能を置くべきか、を考えて全体で運動していくようにデザインしなければ、一人の人や一つの機関で包括的な相談を行うことは難しい。(中委員)
- 福祉ビジョンのように「ワンストップ型」「連携型」といった区分になるのかなと思う一方、地域の中で課題を発見していく初期総合相談の窓口が重要と感じている。(永田委員)
- 制度化を考えるにあたり、行政はどうしても標準化を意識してしまうが、住民主体という中で行政や専門職が何も変わらないのは違和感がある。(永田委員)
- 例えば地方創生のほうでも、本検討会と共通する問題意識で「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」等を開催している。地域における協議機能・実行機能の担い手は福祉以外の文脈でもさまざまな体制があり、支援策を含めて省庁横断で議論されるべきなのではないか。(堀田委員)
- アウトリーチを行うにしても、「深刻化しないうちに」発見することが非常に重要。(前田委員)

- 1つの事案に複数の機関が対応している、つなぐのではなく押し付けになっている事例がある。(前田委員)
- なぜ病院が「多機関」のひとつに挙げられていないのか。行政や社協が熱心でないところはどうするのか。やれるところがやれば良いのではないか。志摩では、志摩病院・志摩医師会主催で「志摩地域まるごとケア交流会」をやり、100人くらい集まっている。場を作れば、行政も社協もきてくれる。(前田委員)
- 縦割りの弊害は、職員がそのことしか考えないことであり、相談を受けた課の職員が、関係者を集められる仕組みになっていけばよいのではないか。(前田委員)
- 相談機関の職員は、地域住民が集まる場に出向いて初めて、言いづらかった相談を持ちかけられることもある。出向くことが重要。(横山委員)
- 生活支援コーディネーター、認知症コーディネーター、CSW、地域福祉コーディネーターといったようにコーディネーターの乱立という状況が見られる。財源も含め、整理が必要ではないか。(横山委員)

(地域福祉計画 ①ー「我が事・丸ごと」の位置づけ)

- 転入してきた若い世帯も地域に溶け込むよう支援している。第1期地域福祉計画には子育てに関する事項が含まれていないことが多く、第2期、第3期で増えてきた印象。子育て世帯や、働く世帯をどう地域に入れていくのか。顔の見える関係を作ることが大切。(奥山委員)
- 地域福祉計画については、市部も策定率はともかく我が事・丸ごとを計画に入れたり、住民活動の計画として地域福祉活動計画と連動していくことが重要。(越智委員)
- 地域福祉計画の議論をすると、また計画作りの話に立ち戻ったと思われがちであるが、地域福祉が狭い世界でのサービスの調整にとどまっていたレベルから、次のステージに進んだと考えている。この点をもう一度確認し、それを踏まえた支援を内容に盛り込むべきではないか。(勝部委員)
- 一度国が具体的なモデルを示して号令をかけたのち、地域の特性に合わせたやり方を認めていくというのが日本人に合っていると考えるので、国で具体的なビジョンを示す必要があるのではないか。(菊本委員)
- ワンストップの総合相談がうまくいっているところは、自主財源で人を配置するか、人を置かずに連携強化型で取り組んでいる。予算化された包括化推進員が立法化されれば、介護の現場で障害の相談をやっていることに、会計検査で

- 何を言われるかと気にしたりせず、正々堂々とやれるようになる。(土屋委員)
- 福祉の提供ビジョンは、国としての分野横断的な地域福祉を推進する決意表明と受け止めた。地域福祉計画の位置づけが重要。(永田委員)
- 地域福祉計画に包括化推進員を規定するよう、はっきり法律に明記される必要がある。(永田委員)
- 丸ごとは法律に位置づけがないため、自治体の計画でも丸ごとが定められていない。包括化推進員は所管をはっきりさせて法律上位置づけられないとやりづらく、自治体が包括化推進員を置きづらいのはそれが理由ではないか。(永田委員)
- 地域には既に福祉のみならずさまざまな計画があり、それが市民、関係団体、事業者、行政が立場を超えて地域の未来、可能性を共に見据える機会・場になることが重要である。こうした円卓会議的なものがあってこそ、資金的支援も非資金的支援もうまく循環していくのではないか。(堀田委員)

(地域福祉計画 ②ー策定の義務化)

- 町村の地域福祉計画の策定率が低い。包括的に地域の福祉を構築するという視点が抜けているので、義務化するとともに、住民参加を促して欲しい。(越智委員)
- 策定を義務化してほしいのと、地域福祉活動計画と連動していくことが重要であり、それを書けるよう、法律の規定を置くようお願いしたい。(越智委員)
- 地域福祉計画は、義務化されていないので、行政の役割がわかりづらい。社協の地域福祉活動計画と相互補完的に連携していく必要があるのではないか。藤沢では次の見直し時に一体化しようとしている。行政が言うとなかなか、社協発信なら可能なこともあるし、地域、市社協、行政の役割に具体性を持たせたいと思っている。(片山委員)
- 地域福祉計画についてはいろいろな部署や団体関わって策定するというプロセスが重要であり、町村部は策定率も低いようなので、ぜひ義務化して欲しい。(前田委員)

(地域福祉計画 ③ーPDCAサイクルの徹底)

- 地域福祉計画の策定に重要となる住民参加について、これまでの方法ではどうしても平日の日中に参加のできる層が中心になってしまう。(朝比奈委員)
- 地域福祉計画は理念的になりがちであり、誰がやるのかわからなかったり、評価されていなかったりする。サイクルを回していく進行管理が明確にされるこ

とによって、実際に計画が機能するのではない。福祉教育を進めていくにも、地域福祉計画に落とし込む必要がある。(井岡委員)

- 地域福祉計画の策定の1期目は、住民アンケートなどを取った。策定には、課題を抱えている住民や単身者は参加しにくく、どうしても自治会・町内会が中心になる。3期目になってようやく子育て関係などが入った。また、地域にはやらなければならない行事もあふれていて、これ以上町内会などが新たにやるのは厳しい。もう一度、参加者など地域福祉計画の作り方を見直す時期ではないか。例えば、企業が策定に関わることは、防災の観点からも意義があることと思っている。(奥山委員)
- 健康福祉条例において、計画については審議会で進捗管理を行う事が定められているが、そういった規定がないと、どのように進捗しているかわからない計画が多いように感じている。(勝部委員)
- 生活困窮者支援制度も地域作りを行い、考え方は共通しているが、まだそこに至っていない、アウトリーチが弱いなどの課題があるので、入口と出口の強化をトータルに行うことのできる計画であるべきではないか。(勝部委員)
- 社会福祉基礎構造改革において、地域福祉に住民の参加が明確に加えられたものの、行政に浸透していないのではない。地域福祉計画については、作ることが目的化しており、実効性に欠けているため、行政の役割を明確化することが必要ではないか。(片山委員)
- 地域福祉計画の策定に携わったことがあるが、行政職員は住民から非常に鍛えられるし、異動で人が替わってもいろいろと教えてくれる。地域福祉計画の策定を住民主体で行うことが、まさに福祉教育なのではないか。(前田委員)

(地域福祉計画 ④一上位計画(基盤計画)としての位置づけ)

- 分野別・制度別にコミュニティができており、これらをまとめ上げるのが地域福祉計画ではないか。「福祉」というが、「コミュニティ計画」のような総合的な計画を策定する方針を行政が示すことが必要ではないか。(土屋委員)

(守秘義務の課題)

- 民生委員の持っている財産を上手く活用していただきたいが、個人情報保護の課題が出てくる。同様に守秘義務のかかっている地域包括支援センターやケースワーカー等とは、人助けだからということで情報共有しているが、一方で民生委員を推薦している町内会長には情報を共有できないというおかしなことに

なっている。(相田委員)

- 社協も組織として守秘義務の枠の中に位置づけられることも必要ではないか。(越智委員)
- 守秘義務の問題については、行政をはじめとして関係機関が連携して取り組まない言い訳にされていることがあるため、きちんと議論すべきと考えている。課題を把握して解決に協働していくためには、個人情報をオープンにし、お互いに助けられ上手になっていくことが必要。(中委員)
- 支援機関や民生委員が協力姿勢を示しても、行政からは情報が一切出ないため、やる気をなくす例がある。(前田委員)

(地域福祉の考え方)

- 社会福祉法第4条は、「福祉サービスを必要とする」住民という限定があり、狭義にとらえられてしまう。これまで地域のなかで相互に出会っていない人たちがどう出会うか、仕事や経済をどう入れ込むかという視点も必要。極端な例かもしれないが、地域包括支援センターが要介護や要支援の高齢者だけでなく、元気な高齢者の社会参加や就労も支援することとするなど、ドラスティックに変えていくことも考える必要があるのではないか。(朝比奈委員)
- 今後は社会福祉法第4条に加えて、第5条や第6条についても目配りをする必要がある。社会福祉法の規定が現行のままでよいのか等のご意見をいただきたい。(原田座長)

(自治体等の役割)

- 町村の立場に立てば、広域、都道府県のバックアップ、地域福祉支援計画など、重層的な体制が必要。(越智委員)
- 包括的支援体制作りにおいては、分野ごとに財源が縦割りであるため、会計検査で指摘される事もあり、推進員になる人は一般財源で雇用するなどしないと、現状は難しい。(片山委員)
- 自治体で組織を見直す際に、法体系や財源の体系がネックとなり、縦割りとならざるをえないが、専門性を高めサービス提供体制を整えるのはもちろん重要である。(片山委員)
- 福祉事務所についても、都市部の自治体では専門分化が組織的に進み、高齢、障害、児童など各分野の所管課に福祉事務所の一部の機能が分散している。定数管理上の問題から、福祉事務所長が課長と兼務となっているなど、今の実態

にそぐわない制度となっている。(片山委員)

- 行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。(片山委員)
- 福祉事務所はかつて、公的扶助を中心としていたが、年々他法が分かれて、今や生活保護だけになっている。地域を包括するために、役場の中をどう包括するかという課題がある。(榑部委員)
- 地域のことをいちばんわかっているつなぐプロが役所や福祉でない場所にいる。つなぐプロを発見し、つながるのが専門職なのではないか。(榑部委員)
- 福祉分野だけではダメで、地域分野にかかわる人たちの眼差しがあって、役所の横串ができる。(榑部委員)
- 地域の包括あるいは個別支援はこの間ずっと進んできたが、公的に包括あるいはマネジメントされているのか、六法型福祉事務所新生の課題があるのではないか。(榑部委員)
- 住民の感じるコミュニティの範囲は小さく、助け合いの大きさは小学校区くらいである。また、介護保険の生活圏域、地域福祉、民協などで定められる地域は全部バラバラである。市町村が地域のまとめ役になる必要があるのではないか。(土屋委員)
- 住民主体でできることと、行政や専門職が介入して解決すべきことは切り分けて考える必要があるのではないか。行政や専門職がやりすぎてしまうことによって、地域がだめになっているところもある。住民に居場所・役割をどう持ってもらうか、やり過ぎない程度のコーディネートが行政に求められる。(福本委員)

(国の役割)

- 介護保険財源の半分は税金なのだから、もう少し「丸ごと」に使えるようにしても良いのではないか。(土屋委員)
- 生活支援コーディネーターでもそうだったが、国から「地域で自由に決めて良い」といわれると、逆に配置方法にとまどう自治体が多いため、全国に配置する際にはもっと丁寧な説明が必要。何を担い、どのような役割をもった人物を配置するのか、各自治体で関係者としっかり話し合ってから実行できるよう、丁寧な説明が必要。(横山委員)

(社会福祉法人、社会福祉協議会)

- 社協は生活困窮者自立支援制度の受託団体としても活動してきた。困窮者支援における官民共同・庁内連携という部分を、他の分野においても社協が担っていけるのではないか。圏域のところに専門職をどう置くか、つなぐ役割を社協が担えると思う。また、地方創生や地方振興と福祉を繋いでいく役割もあるのではないか。(井岡委員)
- 地域の体制作りについて議論するプラットフォームを作っている社協もある。サービス開発が必要になれば経済部門、財源が必要になれば法人や共同募金に働きかけるなど、そういったコーディネートを担わなければならないと思っている。(越智委員)
- 社協は連絡・調整するところと言われるが、現実には個別に対し相談支援を行っている。地域だけに任せられない課題について、社協がちゃんと受け止められるかという視点も重要になってくるのではないか。(越智委員)
- 地域福祉を担う市社協と、任意設置の地区社協、校区社協というそれぞれの機能について議論する必要があるのではないか。(片山委員)
- 福祉教育をどういうふうにとらえるか、ボランティアセンターがマッチングに留まらず、市民活動支援を含めたマネジメントをどのように深めるか。(原田座長)
- 社福法人、NPO法人なども含めどういった役割をそれぞれ担うかの整理が必要である。(原田座長)
- 社協の役割は、福祉にも地域にも関心のない人たちにどう関わってもらうかということが大事だと考える。各社協は、活動者を増やす取組を行い、多くの地域住民を巻き込んでいく機能を果たすべきではないか。(横山委員)

(寄附文化の醸成)

- 地域において、協議体としての社会福祉協議会と、運動体としての共同募金が両輪をなす役割があると思っている。共同募金は、地域でなにが問題かを話し合い、そのためのお金を皆で出すという「運動」の部分を持っているが、この70年の間に、その運動性が落ちてきていると考えており、まだやれることがあると思っている。今後は「運動性の再生」がキーワードである。(井岡委員)
- 共同募金の配分については、社会福祉法において「社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない」とされており、社会福祉法人に

しか配分されないようにも見えるが、その他の法人や団体を幅広く支援することが重要であり、柔軟な対応が求められている。(井岡委員)

- 共同募金については、募金額が減少している中で、住民参加の募金改革、テーマ型募金の取組が広がっている。地域の課題を話し合い、お金を集め、団体に助成をするといった循環を、市町村域で作っていくことが重要。(井岡委員)
- 高島市では、見守り募金等の特定テーマ募金を実施しているが、これは地域住民と協議して地域福祉活動計画を作った際にできあがったものである。見守りという形だけのテーマではなく、なぜ自分の地域で見守りが必要なのかを住民同士で議論したというプロセスが非常に重要である。このプロセスがなければ、「我が事」にはなっていない。(井岡委員)
- 共同募金の課題は、平成7年の265億円をピークに寄附金額が年々減少していることで、平成27年には185億円になっている。市町村単位の共同募金においては、自治体の皆さんから寄附金を集める中で、わかりにくい、成果が見えにくいというおしかりを受けることもある。(井岡委員)
- SIBについては、中間支援組織の役割が重要である。どうやって体制を作っていくか。(奥山委員)
- 地域のお金を地域でまわすような、もっと小規模なお金の集め方や見える化を考えなくてはいけないのではないか。(奥山委員)
- 共同募金について、どのように配分するかという見える化が住民にとっては非常に重要である。横浜市北部では、社協で「みんなの助成金」としてひとつにまとめている。2,400万円くらいあって、人口34万人なので、ちょうど1人あたり70円くらい集まっている計算。募集は金額の上限を細かく決めて行い、配分委員会にもいろいろな人が入っている。そこまですないと、維持するのは難しい。(奥山委員)
- 改正社会福祉法のなかで、地域協議会を設置し、社会福祉法人の財源をどう使うかという議論になっているが、そうではなく、その財源を使って地域の課題、また地域づくりを、既にある様々なコーディネーターともに、どのように進めていくかという議論が必要。(越智委員)
- クラウドファンディングの手法もあるのではないか。藤沢市では寄附してくれた方に原付バイクのご当地ナンバーを優先的にあてる試みを実施し、寄附が100万円以上集まった。また学生団体が子ども食堂のためにクラウドファンディングを行った例もある。(片山委員)
- 藤沢市では、「愛の輪福祉基金」というのがあり、行政の拠出金と寄附金をもと

に年2回審査会を開き、ボランティアや地域の見守り活動など、見える形で配分している。寄附金も多く集まり、基金残高は現在4.2億円くらいある。(片山委員)

- 寄付だけではなく、資金が地域の中で循環していくべき。その仕組みの1つがSIBで、地域共生がテーマの1つとして挙げられている。(鴨崎委員)
- SIBの手法は、公的機関が行っていた業務を民間に委託し、その財源については民間が資金を集め、成果があれば公的機関が資金を支出するというもので、官民連携で行う社会的投資のひとつといえる。(鴨崎委員)
- SIBは、イギリスで2010年に開発され、現在は64~65件が実施されており、規模としては200億円以上である。最初の事例は再犯防止であった。出所者、特に軽犯罪者は6~7割が再犯で刑務所に戻ってきてしまい、司法省のコストを圧迫していたが、民間事業者が再犯予防の措置を講ずることで、公的なコストが削減された。今では英国全土に拡大している。そのほかにも、若者の雇用やホームレス支援、予防医療等の分野で用いられている。(鴨崎委員)
- 官民連携について、SIBのパイロット事業を尼崎で実施した際に、ケースワーカーと民間が協働してアウトリーチを行った。ケースワーカーはひとりあたり100件以上のケースを担当していて、年に3~4回訪問できるかどうかというくらいなので、保護世帯にいる子ども、若者の情報の把握が物理的に難しい。「頻繁に訪問を行う」という部分を業務委託するという考え方をとれば、ケースワーカーは使っていく側、コーディネートする側にもなりうる。また、年度でケースワーカーの半数が配置転換してしまう自治体の実情があるが複数年同じ人が担当することが、官民の連携で可能ではないかという示唆が得られた。(鴨崎委員)
- 横須賀市の特別養子縁組の取組では、3件の特別養子縁組が成立し、将来かかるはずであった500万円以上のコストが削減されるという効果が得られた。尼崎市のひきこもりの就労支援については、対象者20人中10人にポジティブな効果が見られ、就労に至るまでは時間が足りなかったものの、ニーズがあり、成果も出せるのではと考えている。(鴨崎委員)
- SIBが日本に広まるには現在いくつかの課題があるため、厚生労働省は平成29年度の予算要求にSIBのモデル事業を盛り込んでおり、さらに経産省でも来年度実際に投資家をいれて実施する予定である。(鴨崎委員)
- SIBで資本を提供する機関として、社会福祉法人があってもよいのではないか。(菊本委員)

- 地域の中で、こういった支援を行えば人が笑顔になるというプロセスを共有することが、寄附文化の醸成につながるのではないかと。(櫛部委員)
- 釧路市は、2011 年から生活保護の自立支援プログラムについて、SROI という評価指標を立てて実施してきた。ステークホルダーと当事者で話し合いをし、自立への認識を共有するコミュニケーションツールとして有効だったが、数字的信頼性は今後の課題という段階。資金が民間から出るか行政から出るかで評価も変わる。指標に目を奪われすぎると、プロセスの評価が抜けてしまうことになりかねない。この評価についての自治体の財政当局の納得は簡単ではない。(櫛部委員)
- 生活困窮者の支援にあたっては、保証人の不在が大きな課題となっている。就学する前の借入や、就職にあたっては保証人が必要である。そういう保証の仕組みを作るのに共同募金を使うなどできないだろうか。(櫛部委員)
- 共同募金活動の実施にあたっては相当なマンパワーが必要。お金もそうだが、みんな暇がない。共同募金にかかる人的コストと集まった資金を見なければいけない。誰がお金を集めるのかを考えると、地域を支えるのではなく、既に存在する地域力に乗っかって募金が行われている。共同募金のスキームは壮大すぎるが、小学校区等でもっとダイレクトに実施できないものか。むしろ地域力をないがしろにしているのではないかと。(藤山委員)
- 財源確保の手法が複雑化しているが、それは進化と言えるのだろうか。誰がマネジメントを行うかを考えてほしい。(藤山委員)
- 介護サービスを行う社協を単に介護保険事業所と見なしている住民も多く、募金は社協のお茶代になっているのではないかと、何に使われているかわからないという住民側の思いがある。何に使われて、何に役立ったかわからなければ募金額は減っていく一方ではないか。(前田委員)
- 募金を自治会で集めるのは大変で、一律の金額で集めている地域もあるが、経済的に困窮している家庭など、出せない家が出てきてしまっている。募金する側の納得感が必要で、何に使われるのかを明確化する必要がある。(前田委員)

(資金以外の寄附)

- 民間事業者から、子どもたちの居場所として場所が提供される例もあった。(片山委員)
- マクドナルドの店舗を、「地域の縁側」として活動させていただいたり、JA さ

- がみと野菜の生産者からは、困窮者支援として、直売所で余った野菜を提供してもらい、子どもの学習支援事業と協力して子ども食堂を実施する仕組みも作った。(片山委員)
- 空き家、空き地の寄附などお金ではない地域の資源の提供も大切。環境・労働も含め、みんなで一緒に解決を図るために 10 年で 35 のプロジェクトを立ち上げてきた。(勝部委員)
- 社会福祉法人の社会福祉充実計画をうまく使えないかと思っている。地元に見える形で使うという意味で良いのではないかと。(菊本委員)
- 地域活動には必ずお金が必要なものばかりではない、という視点を示したい。エリア内の小学校区で、地域の支え合いボランティアを目的としたニーズ及びシーズ調査を実施したところ、ちょっとした労力提供だけでなく、物の提供ならできる、この分野の講師はできる、開いている自宅の部屋を貸し出してくれる世帯などが見つかった。ボランティアという切り口での寄附の集め方もあるのではないかと気づきでもあった。(中委員)
- 福祉通貨、地域通貨もひとつの解決策ではないか。円にこだわらず、地域循環を循環させ、人の輪もつなげるという手法もある。地域通貨は、期間限定なら金融の問題も解決できる。また、岡山市のサロンなんだ村では、住民同士が得意なものを出し合う交換の仕組みを作っている。(福本委員)

(別紙2)

**地域における住民主体の課題解決力強化・
相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）
構成員名簿**

相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
鴨崎 貴泰	日本ファンドレイジング協会 事務局長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
◎原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
堀田 聰子	国際医療福祉大学大学院 教授
前田 小百合	公益社団法人地域医療振興協会 三重県立志摩病院 地域連携センター長
横山 美江	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

(平成28年12月26日現在、敬称略、五十音順)

(◎は座長)